



有田町障害者プラン及び
第7期障害福祉計画・
第3期障害児福祉計画



就労中の風景

令和6（2024）年3月

有 田 町

有田町障害者プラン及び
第7期障害福祉計画・
第3期障害児福祉計画

はじめに

障害者の福祉に関する制度は、昭和45年に障害者の種別を超えた「心身障害者対策基本法」が成立し、現在に至っています。この間、様々な法律の制定と改正が行われ、障害のある人の権利擁護、自立支援に向けた社会参加、入所等から地域生活への移行などが促進されています。



有田町でも、国や県の動向、『有田町総合計画』や『有田町地域福祉計画』を踏まえ有田町障害者プランを平成27年度に策定しました。この障害者プランは9年に1度策定する計画であり、今回は、障害者手帳を所持されている方、障害児福祉サービスを受けている児童及び支援されているご家族にアンケートを実施し、アンケートの結果と基本理念である「互いに理解し支え合い共に生きる」を踏まえ、障害者及び障害児の方々がその人らしく住み慣れた地域の中で安心して暮らせるまちづくりができるような計画としています。

また、第7期障害福祉計画と第3期障害児福祉計画は、有田町障害者プランのうち障害福祉サービス等の方策について具体的に定めるものであり、3年間で1期として策定しています。

今後も、障害のある人やその家族が安心して日常生活や社会参加ができるためには、地域での支え合いが何より大切だと思われまますので、皆様のご理解とご支援を頂きながらオール有田ですばらしいまちづくりを行っていきたく思います。

最後になりましたが、熱心にご議論いただいた有田町障害者プラン及び障害福祉計画策定委員の皆様をはじめ、計画の策定にあたりアンケートなど貴重なご意見や多大なご協力をいただきました町民の皆様から感謝し、お礼を申し上げます。

令和6年3月

有田町長 松尾 佳昭

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1部 計画の背景 | 1 |
| 第1章 計画の策定にあたって | 3 |
| 第2章 障害のある人を取り巻く状況 | 7 |
| 第3章 障害者サービスの取組状況 | 14 |
| 第4章 アンケート調査の概要 | 19 |
| 第5章 本町における現状と傾向、課題のまとめ | 34 |
| 第6章 計画の基本的な考え方 | 36 |
| 第2部 障害者基本法に基づく障害者プラン | 39 |
| 第1章 施策の展開 | 41 |
| 第3部 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 | 53 |
| 第1章 成果目標 | 55 |
| 第2章 障害福祉サービス | 60 |
| 第3章 地域生活支援事業 | 65 |
| 第4章 障害児福祉計画 | 73 |
| 第5章 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画） | 77 |
| 第4部 計画の推進体制 | 79 |
| 第1章 サービス利用支援体制の整備 | 81 |
| 第2章 計画の推進・評価体制 | 82 |
| 資料編 | 83 |

第1部 計画の背景

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

有田町ではこれまでに「有田町障害者プラン」を策定し、「互いに理解し支え合い共に生きる」の基本理念に基づき、障害者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

国における障害者施策においては、平成15(2003)年に「支援費制度」が導入され、それまでの「措置制度」から大きな変化があり、そして、平成18(2006)年度には障害者自立支援法が施行され、各種福祉サービスの一元化が図られるなど、障害福祉のサービス体制の再整備が進みました。さらに、平成25(2013)年4月からは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に生まれ変わり、さらなる福祉サービスの充実などにより、みんなが安心して一緒に暮らせる地域社会の実現を目的として総合的に支援することとなりました。

一方で、「障害者雇用促進法」や「児童福祉法」の改正による障害者施策の強化をはじめ、「発達障害者支援法」、「障害者虐待防止法」、「障害者優先調達推進法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が定められるなど、関係法等の整備により障害福祉施策は年々強化されています。

令和2(2020)年5月には「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が改正され、福祉施設から一般就労への移行、障害児支援の提供体制の整備等、相談支援体制の充実・強化等の新たな指針が示されました。

このように近年、社会情勢の変化に伴う国の法制度の見直しが進められるなど、障害のある人を取り巻く環境が大きく変化してきています。

「有田町障害者プラン及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」(以下「本計画」という。)は、こうした法改正を踏まえて計画期間が終了となる「有田町障害者プラン及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」(以下「前計画」という。)を見直すとともに、本町における障害者並びに障害児施策の基本指針として総合的な視点から施策の見直しを実施し、障害者(児)福祉の充実に向け、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画として一体的に策定するものです。

■国の主な動向

| 年 | 概要 |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成28(2016)年 | ・改正「障害者雇用促進法」施行 ・改正「発達障害者支援法」施行 ・「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行 ・「障害者差別解消法」施行 |
| 平成30(2018)年 | ・改正「障害者総合支援法」一部施行 ・改正「児童福祉法」一部施行 |
| 平成31(2019)年 | ・「障害者活躍推進プラン」公表 ・「障害者文化芸術推進計画」策定 |
| 令和2(2020)年 | ・「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正 |
| 令和3(2021)年 | ・改正「障害者総合支援法」施行 ・「医療的ケア児支援法」施行 ・改正「障害者雇用促進法」施行 → 障害者の法定雇用率 ^(注) 引き上げ ・法定雇用率の対象となる従業員規模の拡大 |
| 令和4(2022)年 | ・「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行 |
| 令和6(2024)年 | ・改正「障害者差別解消法」施行 |

(注)は資料編に用語説明を記載しています。

2 計画の対象

障害者基本法第2条において、障害者を次のように定義しています。

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁^(注)により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

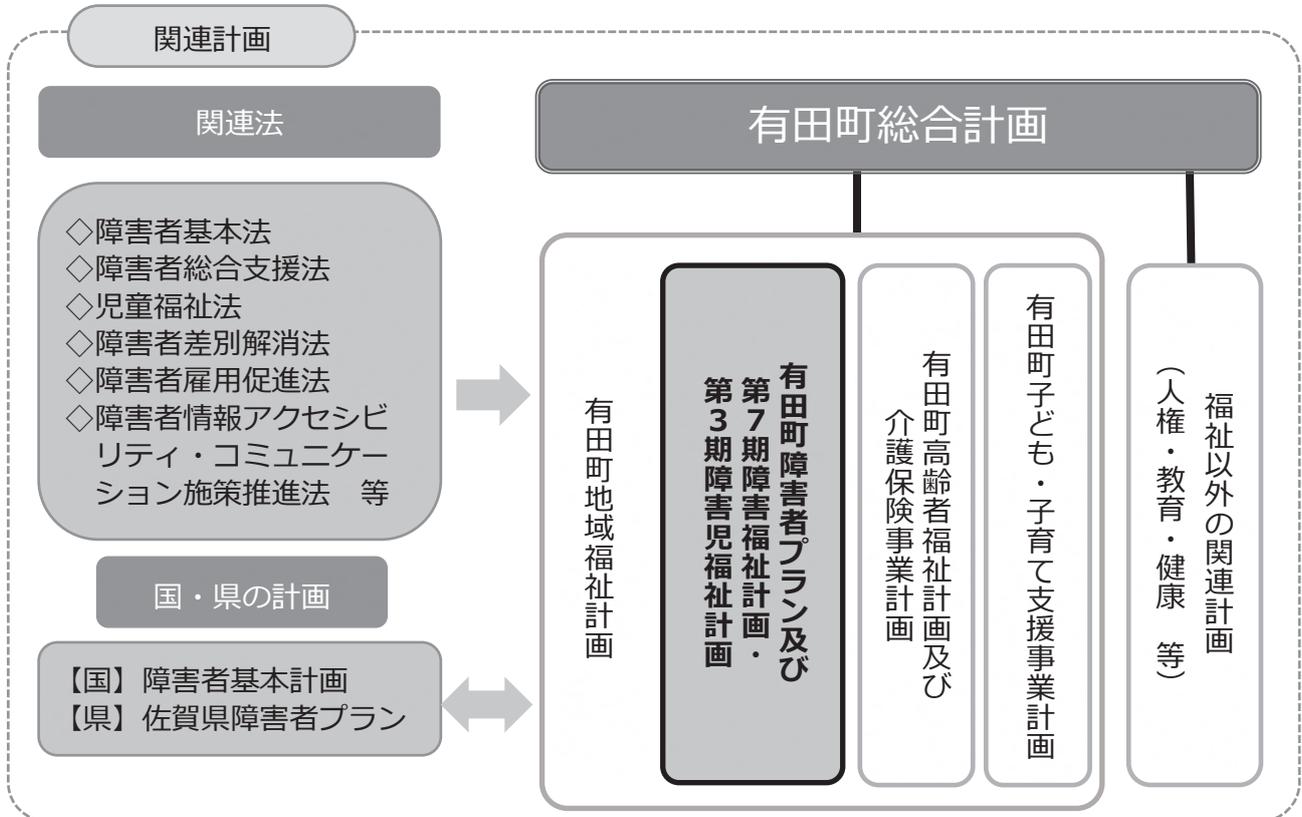
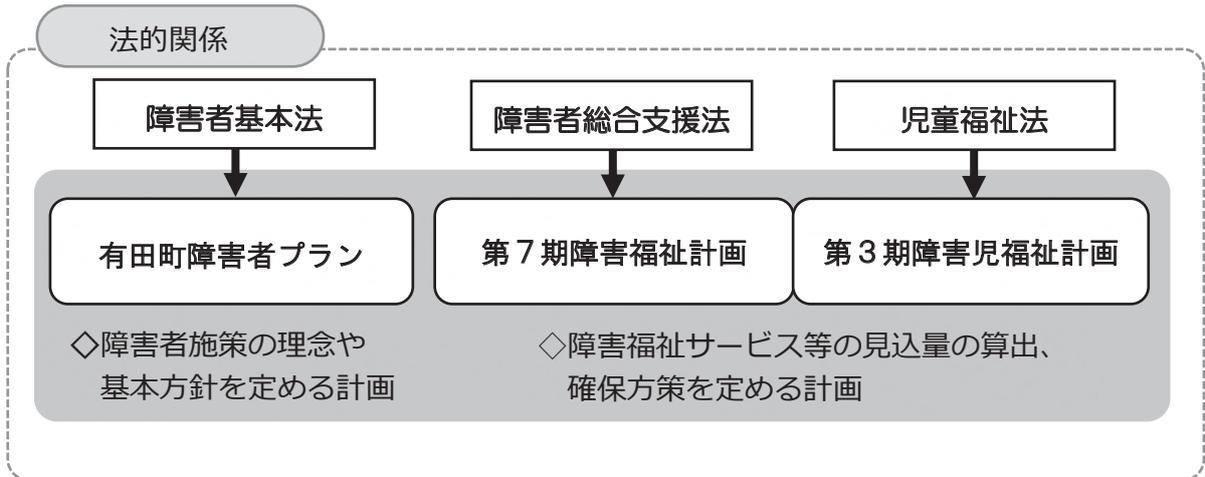
本計画は、法の趣旨に沿って計画の対象者を障害者手帳所持者だけに限らず、制度や慣行を含めた社会的障壁により、日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある、有田町内の障害のある人すべてを対象とします。

| 【対象者例】 | 【関連法】 | 【内 容】 |
|--------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 身体障害者 | 身体障害者福祉法 | この法律において、「身体障害者」とは、身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳 ^(注) の交付を受けたものをいう。 |
| 知的障害者 | 知的障害者福祉法 | 知的障害者の定義は明確に条文化されていない。ただし、厚生労働省においては「知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義している。 |
| 精神障害者 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 | この法律において「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、その他の精神疾患を有する者をいう。 |
| 障害児 | 児童福祉法 | この法律において「障害児」とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。 |
| 発達障害者 | 発達障害者支援法 | この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。 「発達障害」は同法において、自閉症 ^(注) 、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD） ^(注) 、注意欠陥多動性障害 ^(注) その他これに類する脳機能の障害をいう。 |
| 難病患者 | 障害者総合支援法 | この法律における難病 ^(注) 等の範囲は、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲の対象疾患として平成25(2013)年4月から制度を施行した上で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、見直しを行うこととしている。 対象疾患は、令和6(2024)年4月1日より369疾患 |

3 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定められる障害者基本計画、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定められる障害福祉計画、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に定められる障害児福祉計画で構成される法定計画です。

本町の最上位計画である「有田町総合計画」における、障害者福祉分野の部門計画として、本町の福祉政策との整合性を確保するとともに、高齢者福祉や児童福祉、保健分野等の諸計画との整合性にも留意しながら策定するものです。



4 計画期間について

「有田町障害者プラン」については、令和6(2024)年度から令和14(2032)年度までの9か年計画となっています。

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間とします。

| 年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|-----------|-----|----|----|------------------|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 有田町障害者プラン | → | | | 令和6年度から令和14年まで → | | | | | | | | |
| 障害福祉計画 | 第6期 | | | 第7期 | | | 第8期 | | | 第9期 | | |
| 障害児福祉計画 | 第2期 | | | 第3期 | | | 第4期 | | | 第5期 | | |

5 国の動向・方針

■ 国の障害者基本計画（第5次）で追加された項目や視点（概要・一部抜粋）

1. 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえる
2. 「誰一人取り残さない」というSDGs(持続可能な開発目標)^(注)の理念の記載
3. 「障害者差別解消法改正法」の内容を記載
4. デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備を促進するための各種取組を推進
5. ヤングケアラー^(注)を含む介助者など関係者への支援の重要性
6. 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を踏まえた取組を推進
7. 虐待の早期発見や防止に向けた取組
8. ソフト面、ハード面からのバリアフリー^(注)化
9. 情報アクセシビリティの向上に向けた、ICT機器の利活用の推進や支援
10. 心身の障害等により制限を付している法令の規定(相対的欠格条項)の見直し
11. 障害児においても、こどもの意思決定支援等に配慮した必要な支援を推進
12. 公立小・中学校施設における、令和7年度末までの5年間の緊急かつ集中的なバリアフリー化の整備

■ 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(基本指針[※])の一部改正により追加された項目や視点（概要・一部抜粋）

1. 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、取組を実施することが必要
2. 地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める
3. 必須事業及び任意事業の内容について記載する
4. 令和8年度までの各年度における実施に関する考え方及び量の見込みについて定める
5. 広域的・総合的な実施など効果的・効率的な事業の確保方策を定める

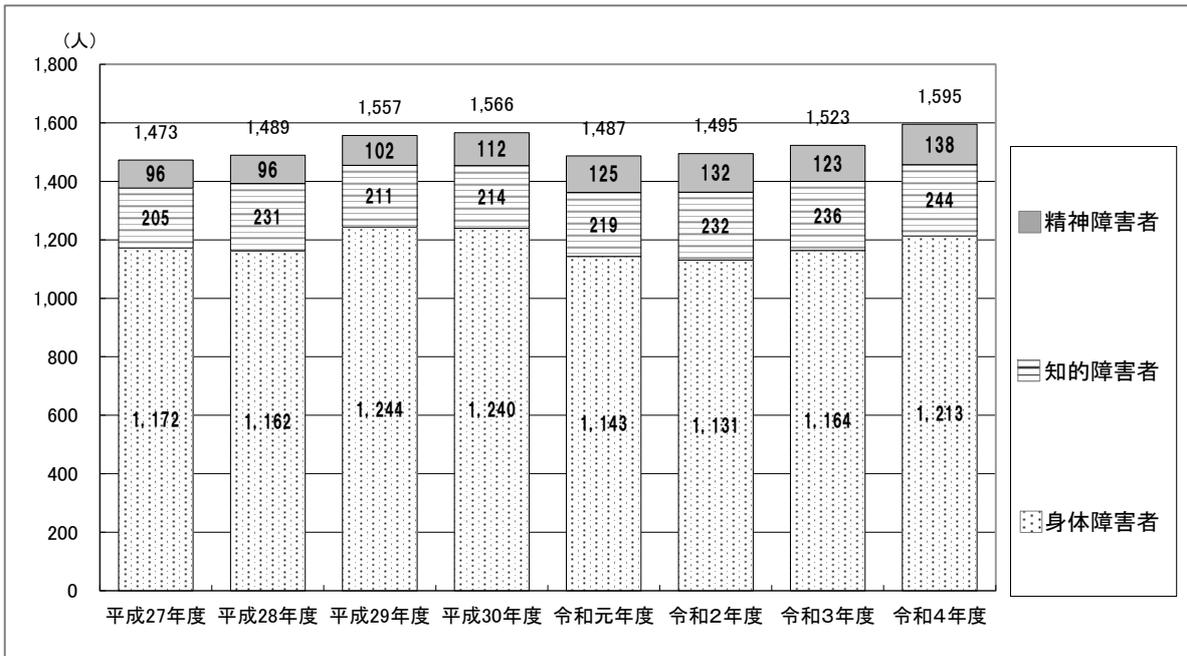
※「基本指針」は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるにあたっての基本的な方針。

第2章 障害のある人を取り巻く状況

1 障害のある人の状況

本町における障害者手帳所持者数の推移をみると、約 1,400～1,600 人の間で変動しており、そのうち身体障害者が7割以上を占めています。

▼ 障害者手帳所持者数の推移



※身体障害者は、身体障害者手帳所持者数

※知的障害者は、療育手帳所持者数

※精神障害者は、精神保健福祉手帳所持者数と自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者数の合計

(単位：人／%)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 身体障害者 | 1,172 | 1,162 | 1,244 | 1,240 | 1,143 | 1,131 | 1,164 | 1,213 |
| | 79.6% | 78.0% | 79.9% | 79.2% | 76.9% | 75.7% | 76.4% | 76.1% |
| 知的障害者 | 205 | 231 | 211 | 214 | 219 | 232 | 236 | 244 |
| | 13.9% | 15.5% | 13.6% | 13.7% | 14.7% | 15.5% | 15.5% | 15.3% |
| 精神障害者 | 96 | 96 | 102 | 112 | 125 | 132 | 123 | 138 |
| | 6.5% | 6.4% | 6.6% | 7.2% | 8.4% | 8.8% | 8.1% | 8.7% |
| 合計 | 1,473 | 1,489 | 1,557 | 1,566 | 1,487 | 1,495 | 1,523 | 1,595 |

※表中のH、Rはそれぞれ平成、令和の元号を表しています。(以下同様)

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数全体は当該年で変動しており、年齢別にみると、「65歳以上」の高齢者が最も多く、令和4年度時点で981人と全体の80.9%を占めています。

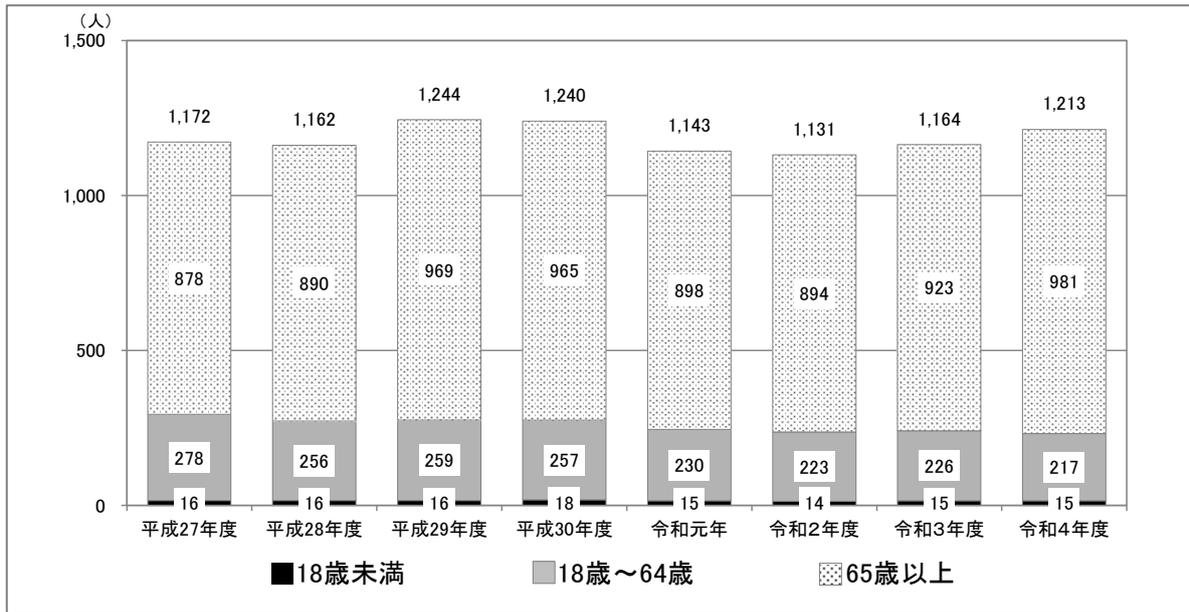
この数値は当該年で、今後も増えることが予想されます。

障害程度別にみると、すべての区分で増減を繰り返しています。

障害種別にみると、「肢体不自由」が46.7%、「内部障害」が35.9%となっています。

※内部障害とは「心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害」

▼ 年齢3区分別、年齢別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：健康福祉課 各年度3月末現在

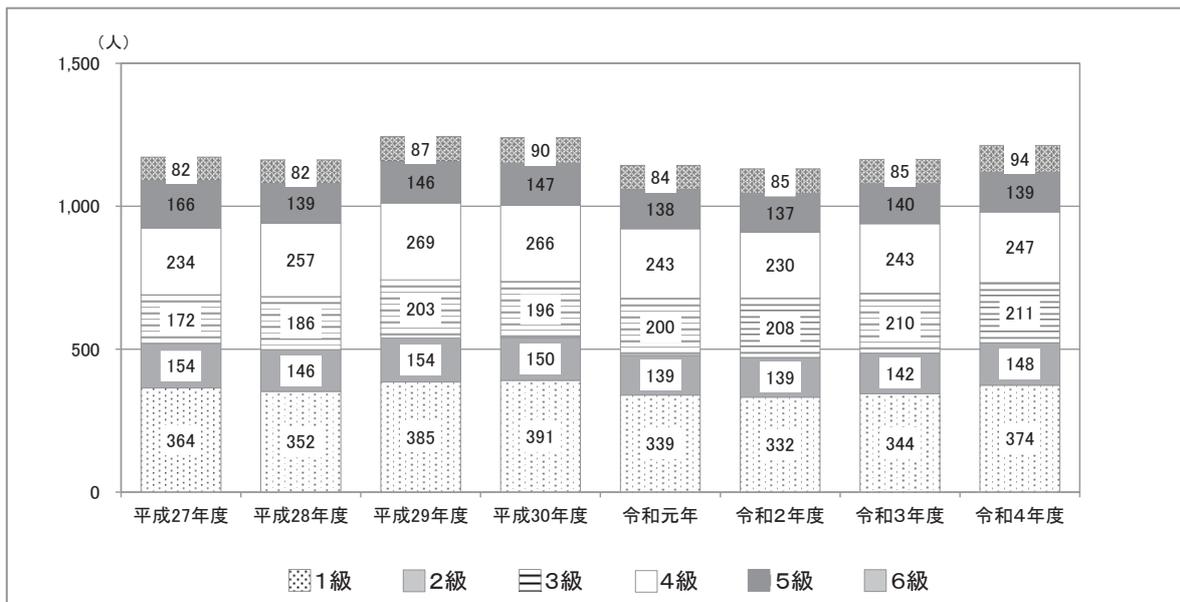
▼ 年齢3区分別、身体障害者手帳所持者割合の推移

(単位: %)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|
| 18歳未満 | 1.4 | 1.4 | 1.3 | 1.5 | 1.3 | 1.2 | 1.3 | 1.2 |
| 18歳～64歳 | 23.7 | 22.0 | 20.8 | 20.7 | 20.1 | 19.7 | 19.4 | 17.9 |
| 65歳以上 | 74.9 | 76.6 | 77.9 | 77.8 | 78.6 | 79.0 | 79.3 | 80.9 |

資料：健康福祉課 各年度3月末現在

▼ 障害程度別、身体障害者手帳所持者数の推移



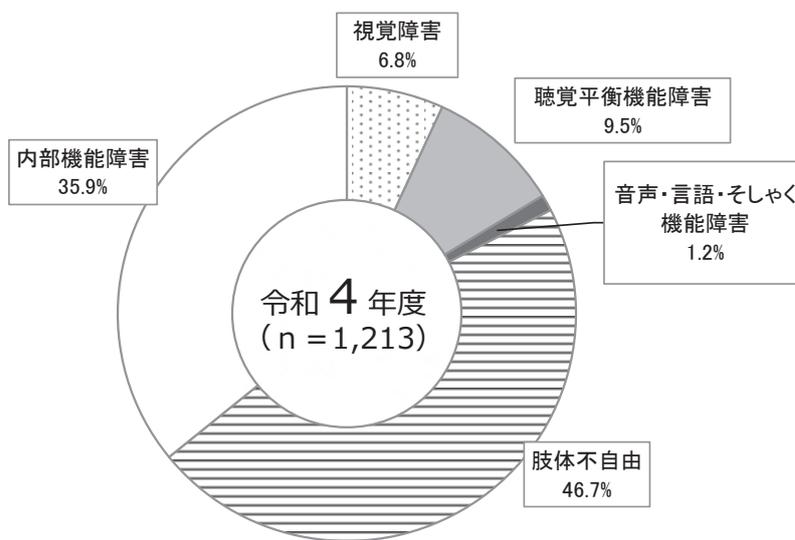
資料：健康福祉課 各年度3月末現在

▼ 【参考】障害程度の目安>

▼ 【参考】障害程度の目安>



▼ 障害種別、身体障害者手帳所持者の割合



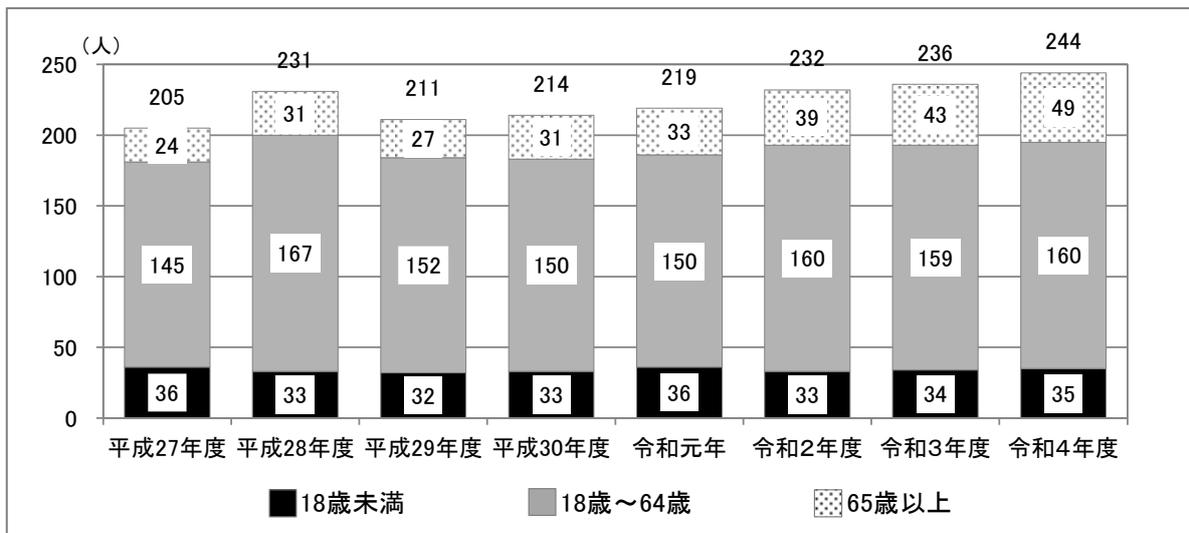
(2) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳^(注)所持者数の推移をみると、全体では平成29年度以降増加傾向を示し、特に高齢者が増加し、その割合は令和4年度に20%以上となっています。

年齢別にみると、「18歳未満」は各年度32～36人で変動しており、「18歳～64歳」は令和2年度に以降は横ばいとなっています。「65歳以上」は平成29年度から令和4年度にかけて22人増加となり、1.8倍となっています。

障害程度別にみると、「A」「B」共に平成29年度以降は増加傾向となっています。

▼ 年齢3区分別、療育手帳所持者数の推移



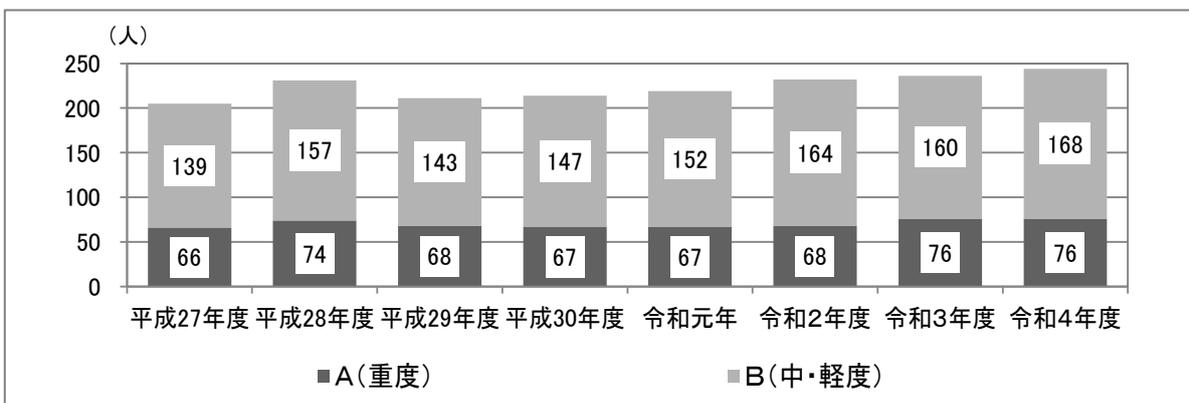
▼ 年齢3区分別、療育手帳所持者割合の推移

(単位：%)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|
| 18歳未満 | 17.6 | 14.3 | 15.2 | 15.4 | 16.4 | 14.2 | 14.4 | 14.3 |
| 18歳～64歳 | 70.7 | 72.3 | 72.0 | 70.1 | 68.5 | 69.0 | 67.4 | 65.6 |
| 65歳以上 | 11.7 | 13.4 | 12.8 | 14.5 | 15.1 | 16.8 | 18.2 | 20.1 |

資料：健康福祉課 各年度3月末現在

▼ 障害程度別、療育手帳所持者数の推移



資料：健康福祉課 各年度3月末現在

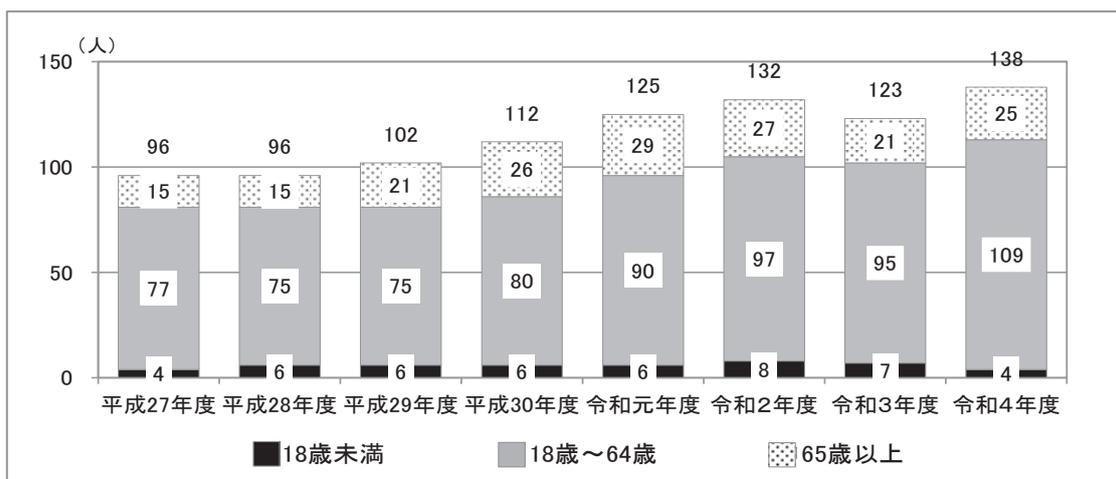
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳^(注)所持者数の推移をみると、全体で平成27年度の96人から令和4年度の138人にまで増加しています。

年齢別にみると、「18歳未満」は令和2年度には8人まで増加しましたが、その後は減少し、「18歳～64歳」は平成27年度から令和4年度にかけて32人の増加となり、「65歳以上」は10人の増加となっています。

障害程度別にみると、「1級」「3級」は当該年によって変動し、増加傾向を示しています。

▼ 年齢3区分別、精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



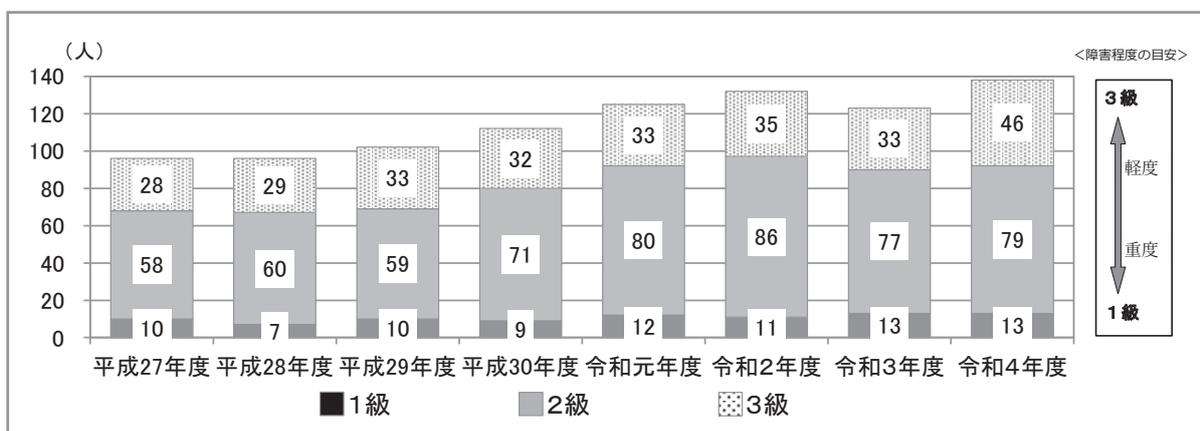
▼ 年齢3区分別、精神障害者保健福祉手帳所持者割合の推移

(単位：%)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|
| 18歳未満 | 4.2 | 6.3 | 5.9 | 5.4 | 4.8 | 6.1 | 5.7 | 2.9 |
| 18歳～64歳 | 80.2 | 78.1 | 73.5 | 71.4 | 72.0 | 73.5 | 77.2 | 79.0 |
| 65歳以上 | 15.6 | 15.6 | 20.6 | 23.2 | 23.2 | 20.5 | 17.1 | 18.1 |

資料：健康福祉課 各年度3月末現在

▼ 障害程度別、精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



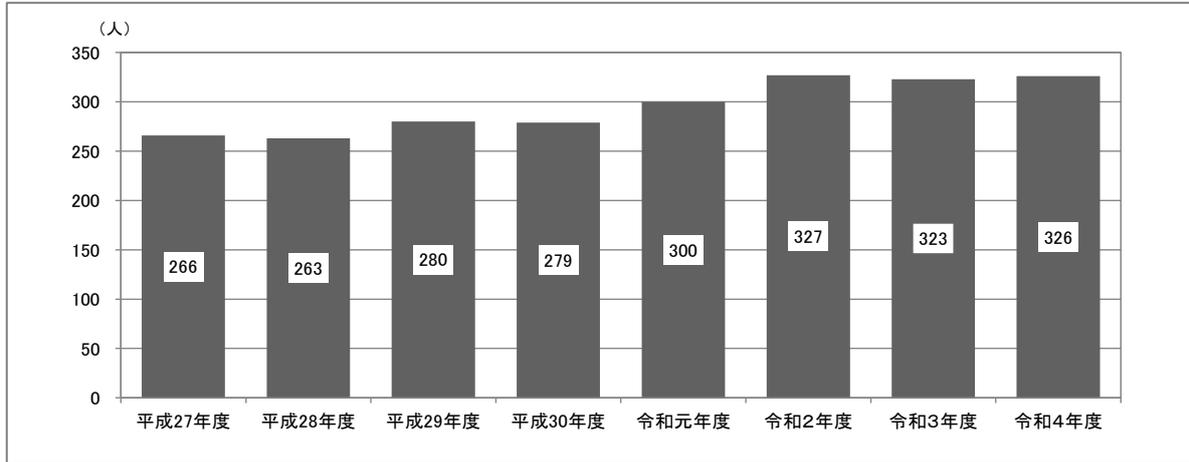
資料：健康福祉課 各年度3月末現在

(4) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）※受給者数の推移をみると、令和元年度に 300 人となり、それ以降はほぼ横ばいで推移しています。

※自立支援医療（精神通院医療）は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。「精神通院医療」、「育成医療」、「更生医療」の3つの区分があります。

▼ 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



資料：伊万里保健福祉事務所

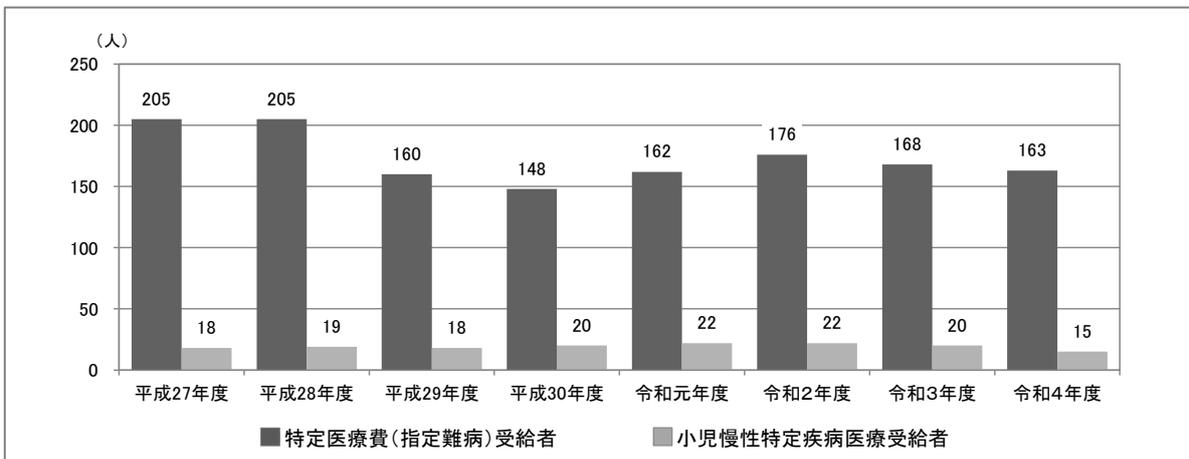
(5) 特定医療費（指定難病）受給者・小児慢性特定疾病医療受給者数の推移

特定医療費（指定難病）受給者※は、認定の見直しにより平成 29 年度より減少し、以降は年度によって増減を繰り返しています。

小児慢性特定疾病医療受給者は令和元年度と 2 年度には 22 人まで増加しましたが、令和 4 年度には 15 人にまで減少しています。

※障害者総合支援法における対象疾患として、難病法に基づく指定難病を含む 366 疾病（令和 3 年 11 月現在）が対象となっています。小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象疾患は 788 疾病（令和 3 年 11 月現在）となっています。

▼ 特定医療費（指定難病）受給者・小児慢性特定疾病医療受給者数の推移



資料：伊万里保健福祉事務所

(6) 障害支援区分の認定状況

障害者総合支援法では、公平なサービス利用を実現するために、障害者一人ひとりへのサービスの必要性を明確に判断するための障害支援区分※を設けています。

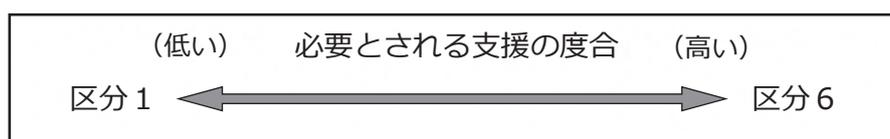
※障害支援区分とは、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、数字が大きいほど必要な支援の度合いが増します。

▼ 障害支援区分の認定状況

(単位：人)

| | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 身体障害者 | 1 | 1 | 9 | 6 | 8 | 30 | 55 |
| 知的障害者 | 1 | 8 | 14 | 24 | 10 | 29 | 86 |
| 精神障害者 | 2 | 9 | 10 | 9 | 3 | 3 | 36 |
| 合計 | 4 | 18 | 33 | 39 | 21 | 62 | 177 |

資料：健康福祉課 令和5年3月末現在



第3章 障害者サービスの取組状況

1 障害福祉サービス等の実績値

(1) 障害福祉サービス

前計画における各サービスの計画値と令和3年度から令和5年度の実績値は、下記のとおりです。

| | | 実績 | | | 計画 | | |
|-------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 訪問系サービス | | | | | | | |
| 居宅介護 | 実人数 | 29 | 25 | 27 | 40 | 40 | 40 |
| | 時間 | 520 | 494 | 511 | 500 | 500 | 500 |
| 重度訪問介護 | 実人数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 時間 | 894 | 534 | 343 | 670 | 670 | 670 |
| 同行援護 | 実人数 | 6 | 6 | 5 | 8 | 8 | 8 |
| | 時間 | 56 | 62 | 55 | 70 | 70 | 70 |
| 行動援護 | 実人数 | 2 | 3 | 3 | 10 | 10 | 10 |
| | 時間 | 57 | 53 | 57 | 175 | 175 | 175 |
| 重度障害者等包括支援 | 実人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 時間 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 日中活動系サービス | | | | | | | |
| 生活介護 | 実人数 | 58 | 61 | 60 | 65 | 65 | 65 |
| | 人日分 | 1,045 | 1,102 | 1,204 | 1,400 | 1,400 | 1,400 |
| 自立訓練（機能訓練） | 実人数 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | 人日分 | 0 | 12 | 0 | 60 | 60 | 60 |
| 自立訓練（生活訓練） | 実人数 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 |
| | 人日分 | 0 | 0 | 0 | 25 | 25 | 25 |
| 就労移行支援 | 実人数 | 2 | 2 | 2 | 12 | 12 | 12 |
| | 人日分 | 24 | 16 | 27 | 60 | 60 | 60 |
| 就労継続支援（A型） | 実人数 | 19 | 17 | 17 | 35 | 35 | 35 |
| | 人日分 | 379 | 345 | 368 | 360 | 360 | 360 |
| 就労継続支援（B型） | 実人数 | 86 | 92 | 96 | 100 | 100 | 100 |
| | 人日分 | 1,536 | 1,603 | 1,701 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| 就労定着支援事業 | 実人数 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 療養介護 | 実人数 | 7 | 7 | 6 | 7 | 7 | 7 |
| 短期入所 （ショートステイ） | 実人数 | 13 | 15 | 14 | 43 | 43 | 43 |
| | 人日分 | 120 | 120 | 155 | 180 | 180 | 180 |
| 居住系サービス | | | | | | | |
| 共同生活援助 | 実人数 | 55 | 58 | 62 | 55 | 55 | 55 |
| 施設入所支援 | 実人数 | 39 | 37 | 34 | 39 | 39 | 39 |
| 自立生活援助 | 実人数 | 4 | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| 相談支援 | | | | | | | |
| 計画相談支援 | 実人数 | 59 | 64 | 69 | 55 | 55 | 55 |
| 地域移行支援 | 実人数 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| 地域定着支援 | 実人数 | 1 | 1 | 0 | 2 | 2 | 2 |

(2) 地域生活支援事業

前計画における令和3年度から令和5年度の実績値は下記のとおりです。

| | | 実績 | | | 計画 | | |
|--------------------------|-----------|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| (1) 相談支援事業 | | | | | | | |
| 相談支援事業 | | | | | | | |
| | 障害者相談支援事業 | 実地箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 地域自立支援協議会 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 成年後見制度利用支援事業 | | 実利用者数 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | | 実施の有無 | 無 | 無 | 無 | 有 | 有 |
| (2) コミュニケーション支援事業 | | | | | | | |
| 手話奉仕員養成研修事業 | | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | | 実利用者数 | 5 | 5 | 9 | 2 | 2 |
| (3) 日常生活用具給付等事業 | | | | | | | |
| 介護・訓練支援用具 | | 延件数 (/年) | 0 | 0 | 0 | 15 | 15 |
| 自立生活支援用具 | | | 5 | 5 | 1 | 5 | 5 |
| 在宅療養等支援用具 | | | 1 | 1 | 3 | 4 | 4 |
| 情報・意思疎通支援用具 | | | 3 | 5 | 24 | 10 | 10 |
| 排泄管理支援用具 | | | 555 | 485 | 478 | 720 | 720 |
| 住宅改修費 | | | 0 | 1 | 3 | 3 | 3 |
| (4) 移動支援事業 | | 実利用者見込者数 | 8 | 9 | 8 | 10 | 10 |
| | | 延利用見込時間数 (/年) | 212 | 262 | 495 | 170 | 170 |
| (5) 地域活動支援センター事業 | | | | | | | |
| 地域活動支援センター事業(有田町分) | | 実施箇所数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 実利用者数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (6) その他事業 | | | | | | | |
| 福祉ホーム事業 | | 件数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 訪問入浴サービス事業 | | 実利用者数 | 2 | 2 | 1 | 3 | 4 |
| | | 延件数 (/年) | 92 | 75 | 48 | 75 | 90 |
| 日中一時支援事業 | | 実施箇所数 | 6 | 6 | 3 | 5 | 5 |
| | | 実利用者数 | 3 | 3 | 3 | 5 | 5 |
| | | 延回数 (/年) | 239 | 209 | 226 | 200 | 200 |
| 巡回支援専門員整備 | | 訪問件数 | 87 | 130 | 120 | - | - |

(3) 障害児通所支援及び障害児相談支援

前計画における令和3年度から令和5年度の実績は下記のとおりです。

| | | 実績 | | | 計画 | | |
|-----------------------------------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| (1) 障害児通所支援 | | | | | | | |
| 児童発達支援 | 実人数 | 49.4 | 41.9 | 43.8 | 45 | 50 | 55 |
| | 人日分 | 248.8 | 241.8 | 255.8 | 140 | 150 | 160 |
| 放課後等デイサービス | 実人数 | 50.7 | 60.8 | 59.0 | 45 | 50 | 55 |
| | 人日分 | 367.8 | 375.0 | 424.9 | 260 | 290 | 320 |
| 保育所等訪問支援 | 実人数 | 1.1 | 0.4 | 0.4 | 3 | 3 | 3 |
| | 人日分 | 1.3 | 0.4 | 0.0 | 0.2 | 0.2 | 0.2 |
| 医療型児童発達支援 | 実人数 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人日分 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 実人数 | 1.0 | 0.7 | 0.8 | 1 | 1 | 1 |
| | 人日分 | 2.3 | 0.8 | 1.4 | 2 | 2 | 2 |
| (2) 障害児相談支援 | | | | | | | |
| 障害児相談支援 | 実人数 | 30.0 | 30.7 | 29.6 | 90 | 100 | 110 |
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 | 配置人数(／年) | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| (3) 子ども・子育て支援等の定量的な目標の設定 | | | | | | | |
| 保育所 | 実人数 | 4 | 2 | 3 | 2 | 2 | 2 |
| 認定こども園 | 実人数 | 6 | 2 | 0 | 5 | 5 | 6 |
| 放課後児童健全育成事業 | 実人数 | 27 | 37 | 17 | 20 | 22 | 24 |

※「実人数」とは、1か月当たりの平均利用人数をいう。

※「人日分」とは、「月間の利用人数」に「1人1か月当たりの平均利用日数」を乗じた数をいう。

2 前計画成果目標の点検

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する成果目標

| 項 目 | | 目標数値 |
|------------------------------|---------------|------|
| 令和元年度末時点の入所者数 | (A) | 40人 |
| 【目標値】(A)のうち、令和5年度までの地域生活移行者数 | (B) | 1人 |
| 【目標値】令和5年度末時点の入所者数 | (C) | 39人 |
| 地域生活移行率 | (B)/(A) | 2.5% |
| 入所者数削減率 | ((A)-(C))/(A) | 2.5% |

| 項目 | 実績 | | |
|------------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 地域生活への移行者数 | 1人 | 2人 | 1人 |
| 地域生活移行率 | 2.5% | 5.0% | 2.5% |

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム^(注)の構築

| 項 目 | 目標数値 | 実績 |
|-----------------------|------|-----|
| 【目標値】令和5年度末までに協議の場の設置 | 1箇所 | 設置無 |

(3) 福祉施設 から一般就労への移行等

| 項 目 | | 数値 |
|---------------------|---------------|----|
| 令和元年度の一般就労移行者数 | (A) | 1人 |
| 【目標値】令和5年度の一般就労移行者数 | (B) | 1人 |
| 増加割合 | ((B)-(A))/(A) | 0% |

| 項目 | 実績 | | |
|----------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 一般就労移行者数 | 1人 | 1人 | 1人 |

| 項 目 | | 目標数値 |
|---------------------|---------------|------|
| 令和5年度における一般就労への移行者数 | (A) | 1人 |
| 【目標値】うち就労定着支援事業の利用数 | (B) | 1人 |
| 割合 | ((B)-(A))/(A) | 0% |

| 項目 | 実績 | | |
|--------------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 就労定着支援事業の利用数 | 1人 | 2人 | 1人 |

(4) 相談支援体系の充実・強化等

| 項目 | 目標数値 |
|------------------------|------|
| 総合的・専門的な相談支援 | |
| 【目標値】 地域活動支援センターの運営 | 1 箇所 |
| 【目標値】 基幹相談支援センターの設置 | 1 箇所 |
| 地域の相談支援体制の強化 | |
| 【目標値】 相談支援事業所連絡会の開催 | 1 回 |
| 【目標値】 相談支援事業所職員確保・定着促進 | — |
| 【目標値】 地域の相談機関との連携会議の開催 | 1 回 |

| 項目 | 実績 | | |
|-----------------------------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保 | 1 回 | 1 回 | 1 回 |

(5) 障害児支援の提供体制の整備

| 項目 | 目標数値 |
|-------------------------------------------------|------|
| 【目標値】 令和5年度末までの児童発達支援センターの設置数 | 1 箇所 |
| 【目標値】 令和5年度末までに、保育所等訪問支援事業を実施できる体制を構築 | 構築 |
| 【目標値】 令和5年度末までの主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数 | 1 箇所 |
| 【目標値】 令和5年度末までの主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数 | 1 箇所 |
| 【目標値】 令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場を設置 | 設置 |

| 項目 | 実績 | | |
|------------------------------------------|----------------------|--------|--------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 児童発達支援センターの設置数 | 0 箇所 | 0 箇所 | 0 箇所 |
| 児童発達支援の利用児童数 | 49.4 人 | 41.9 人 | 43.8 人 |
| 放課後等デイサービスの利用児童数 | 50.7 人 | 60.8 人 | 59 人 |
| 保育所等訪問支援の利用児童数 | 1.1 人 | 0.4 人 | 0.4 人 |
| 障害児相談支援の利用児童数 | 30.0 人 | 30.7 人 | 29.6 人 |
| 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 | 町内に事業所はなく、町外利用となっている | | |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数（有田町担当のコーディネーター） | 0 人 | 0 人 | 1 人 |

※ 1 か月当たりの平均利用人数

第4章 アンケート調査の概要

障害福祉サービスに関するアンケート調査

1 調査の目的

このアンケートは、有田町の障害者福祉支援の基本方向を示す「障害者プラン」と障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービスの推進に関する「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の見直しのための基礎資料を作成する目的で、調査を実施しました。

2 調査の方法

- 調査対象者：①主に身体障害者手帳をお持ちの方
②主に療育手帳をお持ちの方
③主に精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
④主に18歳未満の福祉サービスなどを受けている子ども
- 調査方法：郵送調査法
- 調査時期：令和5年10月
- 配布・回収状況：

| | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|---|-----|-----|-------|
| ① | 987 | 492 | 49.8% |
| ② | 150 | 68 | 45.3% |
| ③ | 137 | 59 | 43.0% |
| ④ | 136 | 58 | 42.6% |

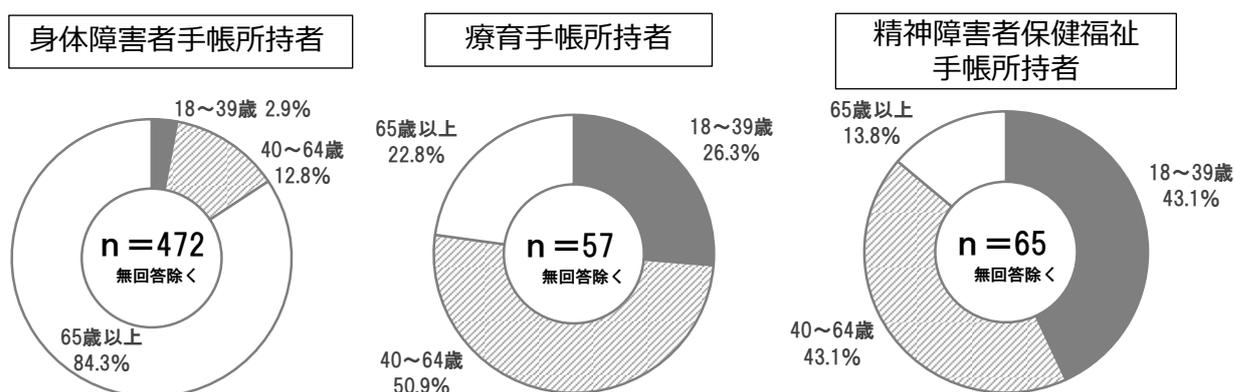
3 アンケート調査結果（身体・療育・精神）

以下は、アンケート調査結果の一部を抜粋しています。

（1）回答者の属性

アンケートに回答した人は、それぞれ以下ようになります。

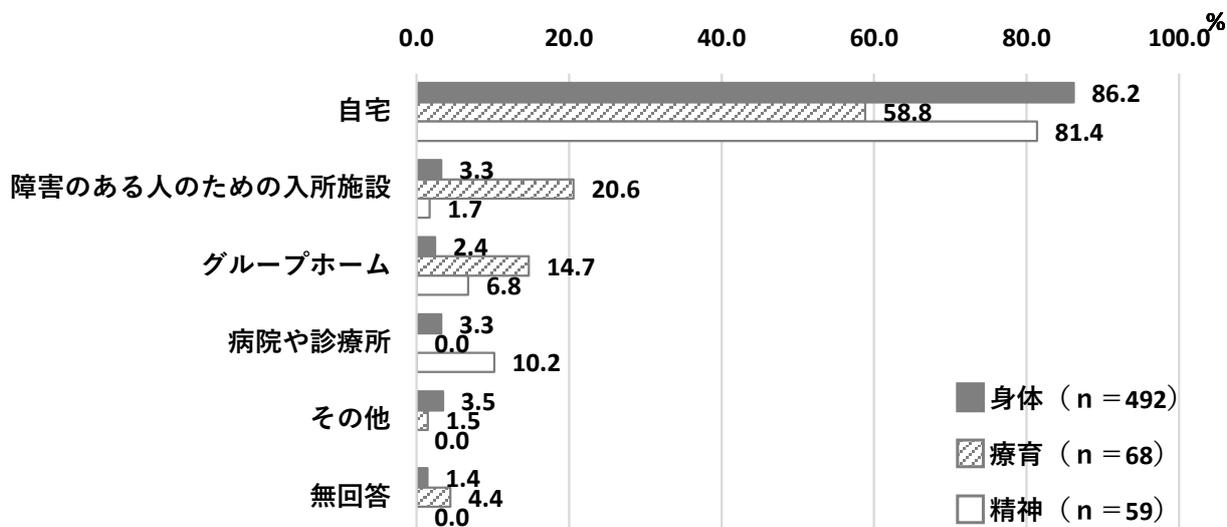
特に、身体障害者手帳所持者では 65 歳以上の高齢者が多く、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では 18～39 歳、若しくは 40～64 歳までの年齢が多い結果となっています。



（2）生活環境について

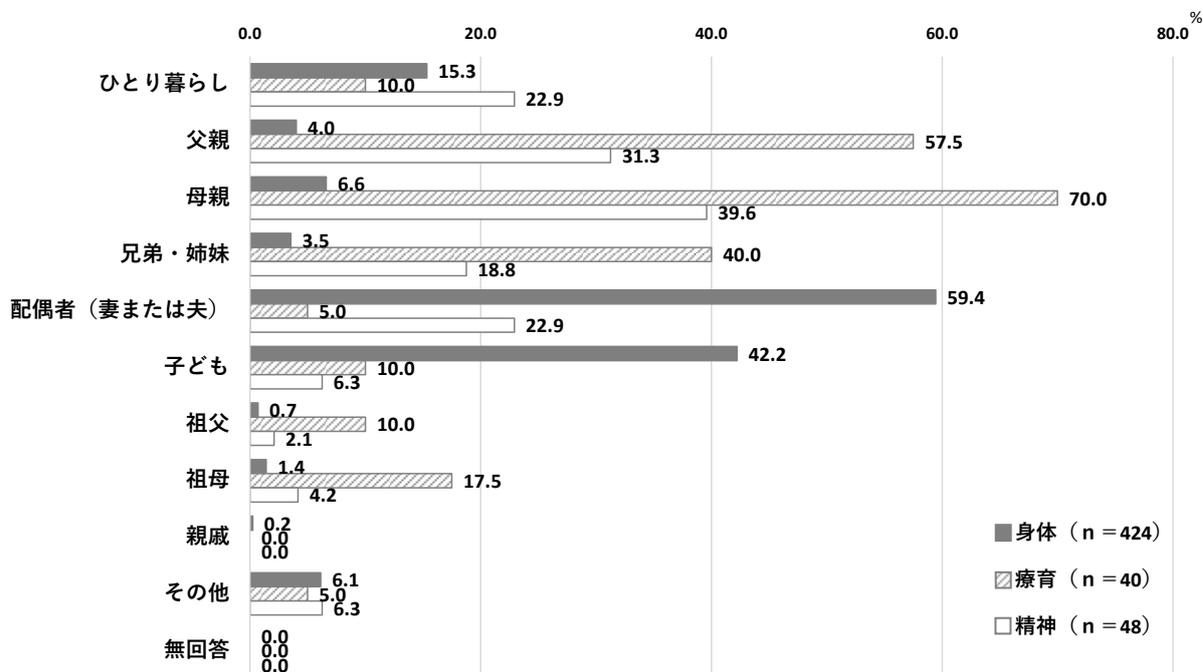
現在、暮らしている場所については、「自宅」が多くを占めますが、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では「グループホーム」や「病院や診療所」といったそれ以外の場所の回答も多くなっています。

現在、暮らしている場所



現在の同居している人については、親族が多くを占めますが、ひとり暮らしも一定の割合となっており、精神障害者保健福祉手帳所持者では2割程度となっています。

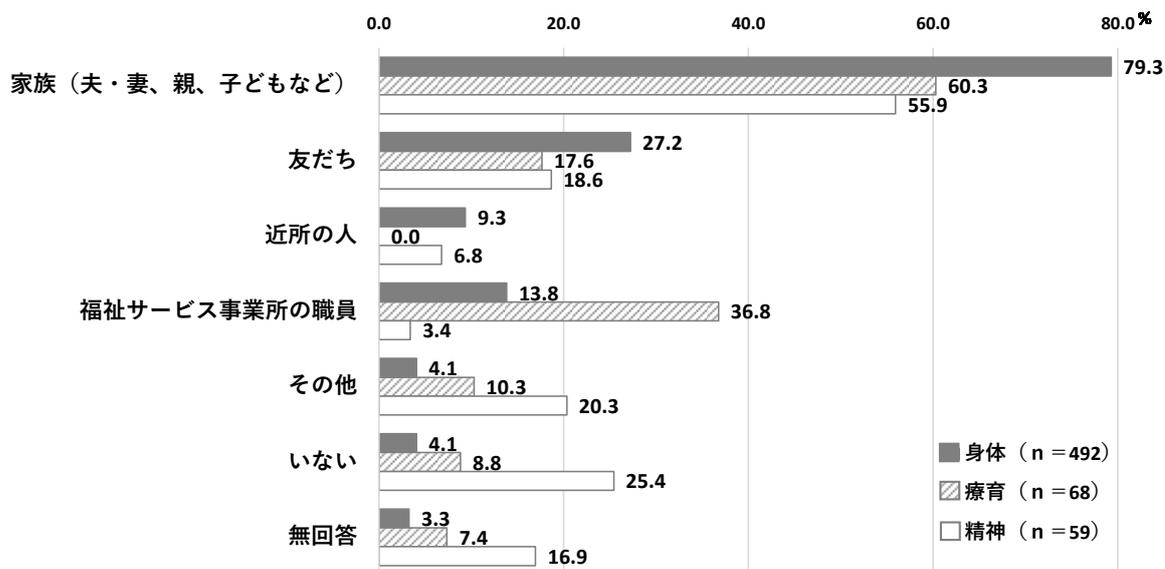
現在、同居している人について



気軽に話せる相手として家族はもちろんですが、家族以外では「友だち」や「福祉サービス事業所の職員」といった回答が多くなっています。

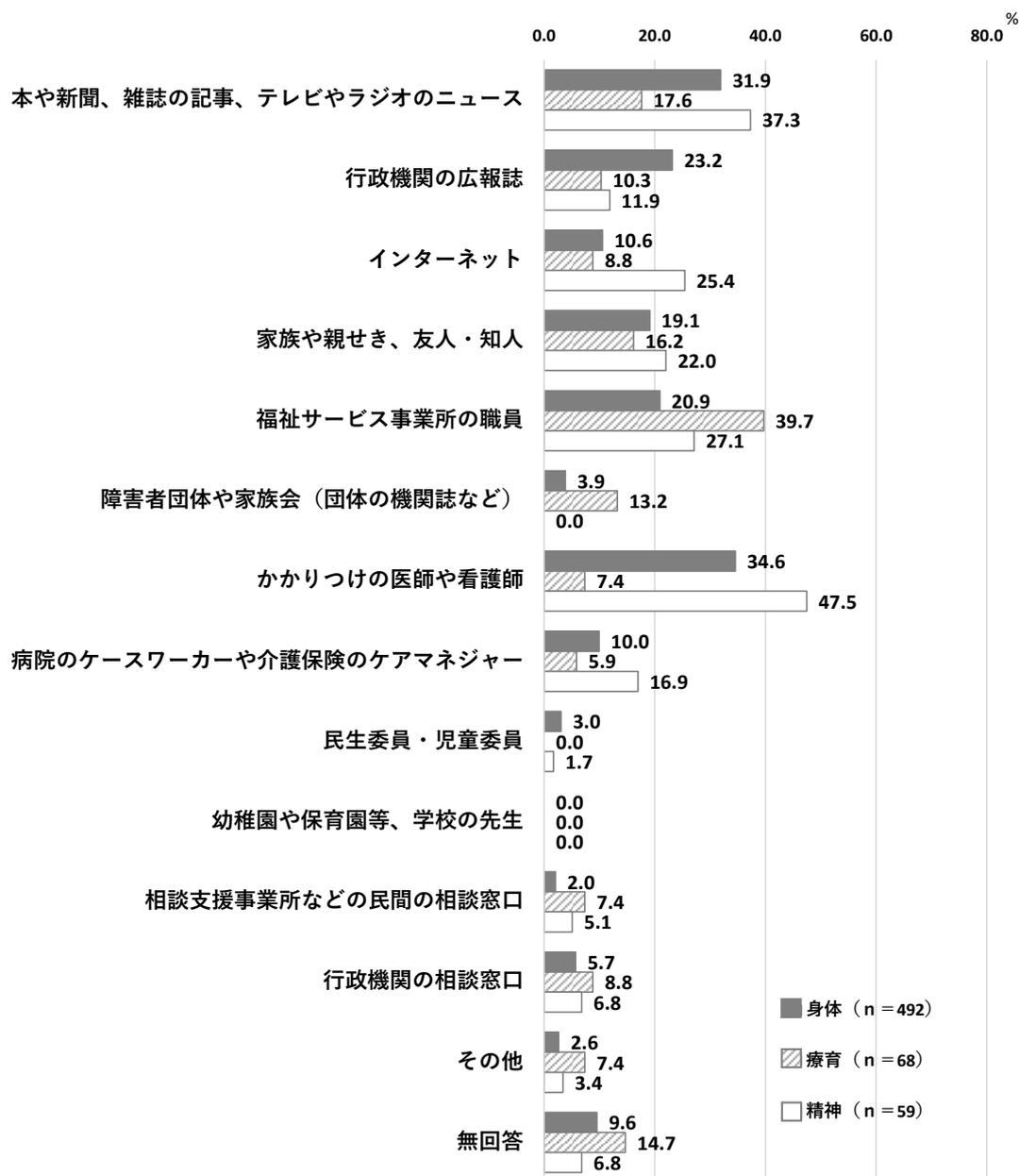
ただし、精神障害者保健福祉手帳所持者では「いない」との回答が、25.4%となっています。

自分の考えていることや希望を気軽に話せる人について



情報の入手先については、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「かかりつけ医」や「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が多く、療育手帳所持者では「福祉サービス事業所の職員」が多く、障害の状況によっても違いがあることがわかります。

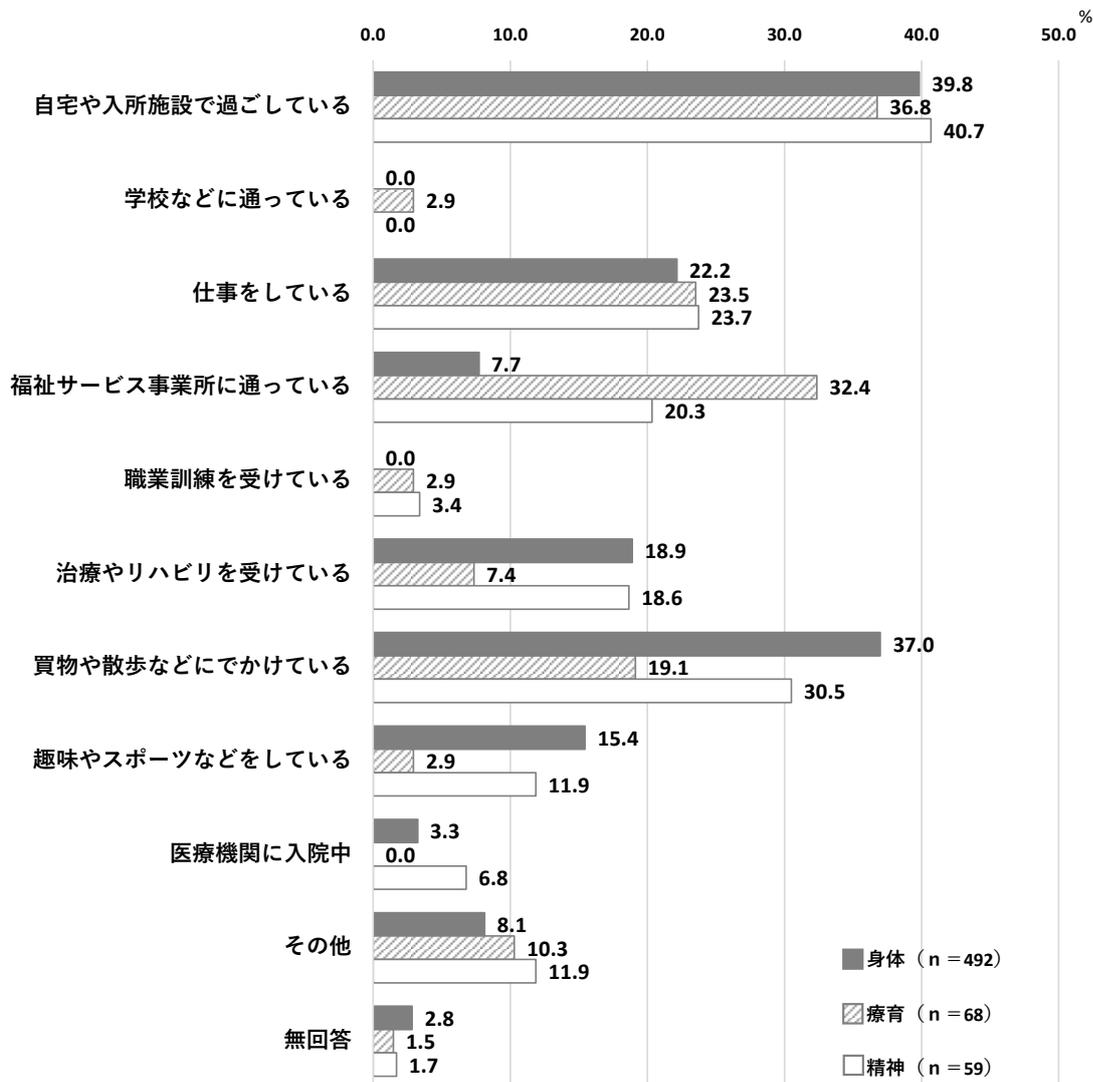
福祉サービスなどに関する情報の入手先について



日中の過ごし方については、それぞれ4割前後が「自宅や入所施設で過ごしている」と回答しています。

ただし、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「買物や散歩などでかけている」、療育手帳所持者では「福祉サービス事業所に通っている」が多く、障害の状況によっても違いがあることがわかります。

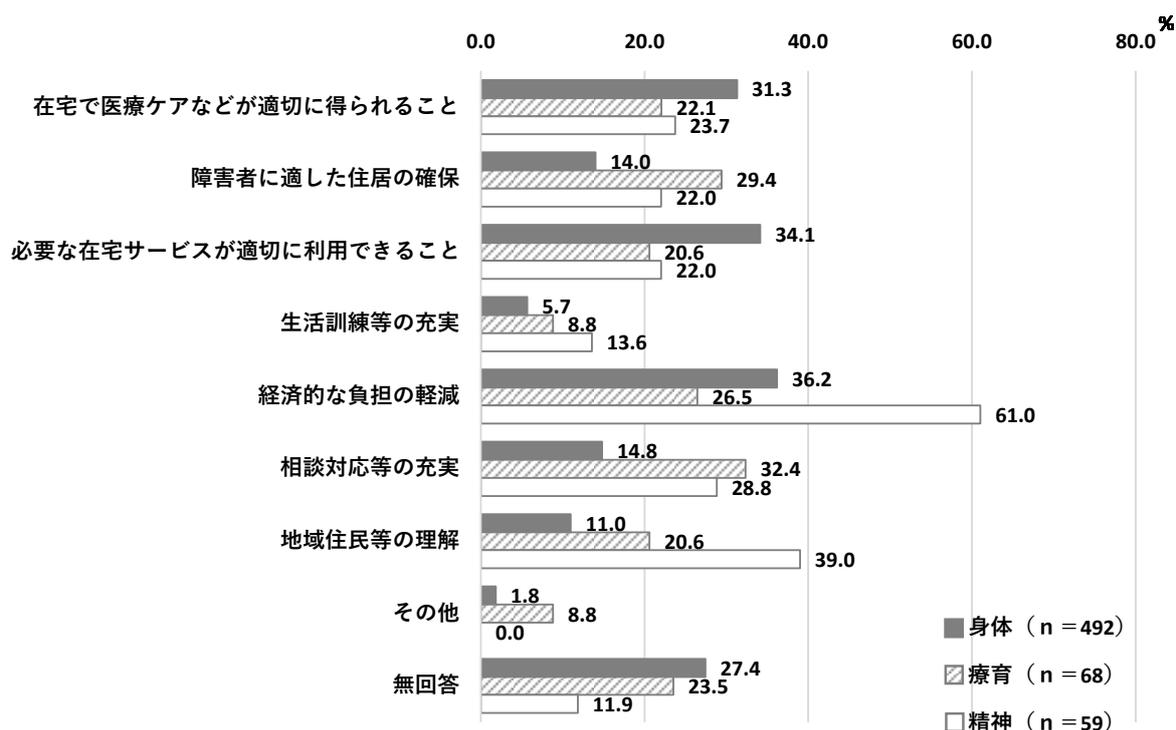
日中は主にどのように過ごし方について



地域で生活するための必要な支援については、身体障害者手帳所持者は「経済的な負担の軽減」が一番多い割合となり、他にも「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が、高い割合となっています。

おおむね療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者も同様の傾向はありますが、その他にも「障害者に適した住居の確保」や「相談対応等の充実」、「地域住民等の理解」は、身体障害者手帳所持者の割合と比較して高い割合となっています。

地域で生活するための必要な支援について

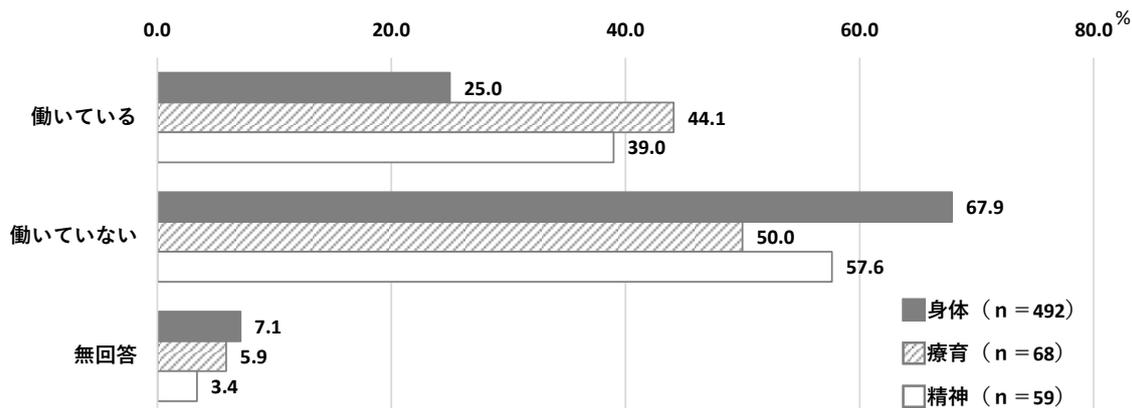


(3) 就労について

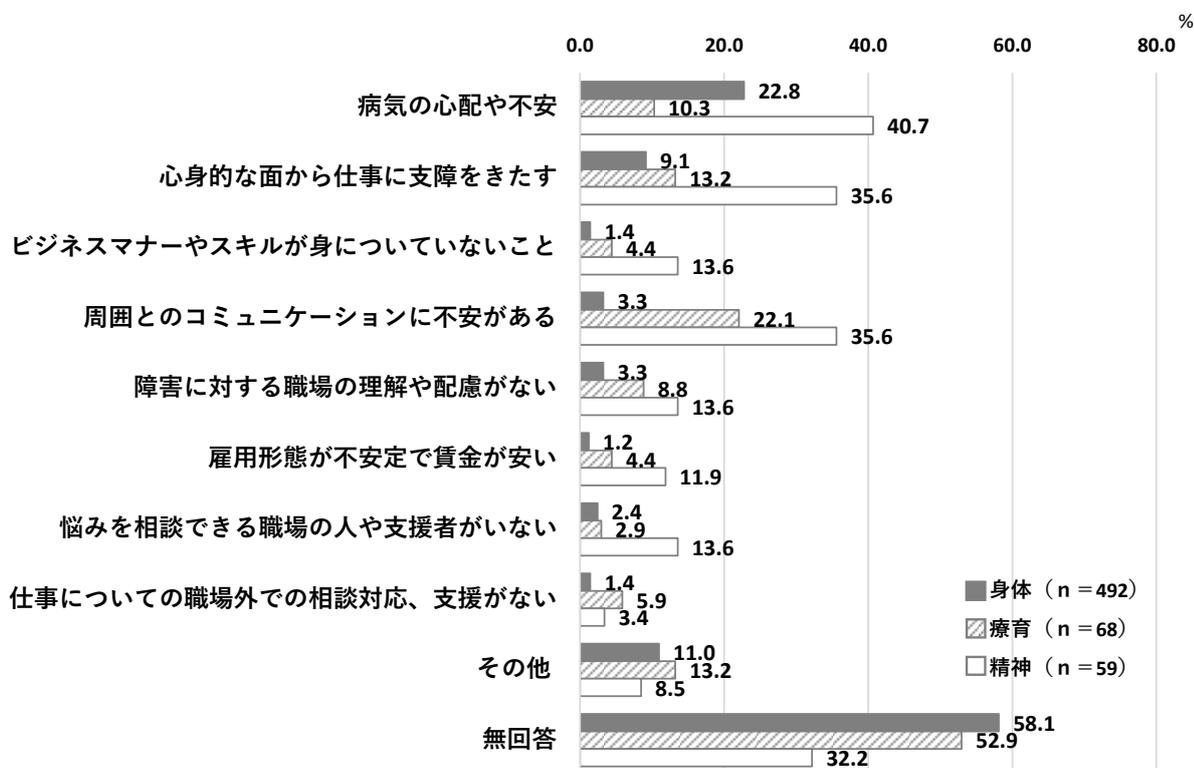
就労の状況について「働いている」は、身体障害者手帳所持者は 25.0%、療育手帳所持者は 44.1%、精神障害者保健福祉手帳所持者は 39.0%という結果になっています。

また、働く上での困りごとについては、「病気の心配や不安」や「心身的な面から仕事に支障をきたす」が比較的高い割合となっていますが、療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者では「周囲とのコミュニケーションに不安がある」も高い割合となっています。

現在の就労状況について



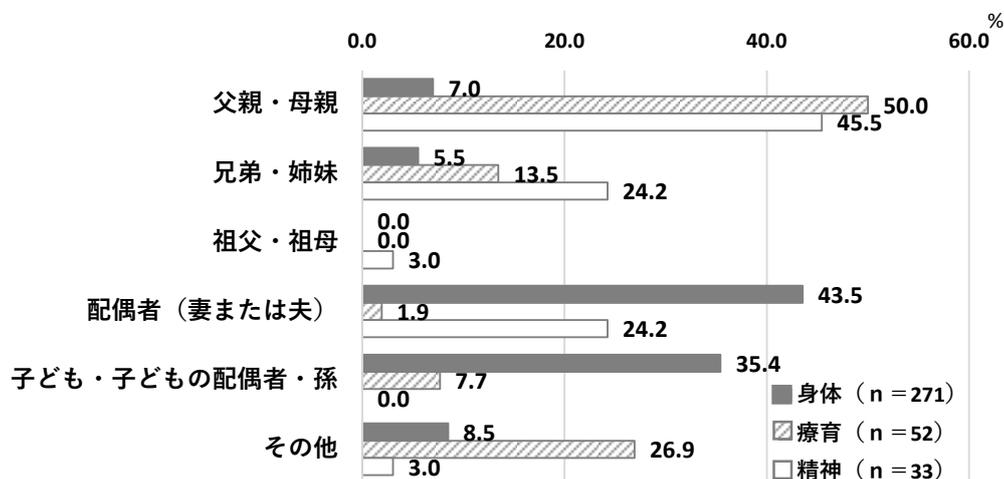
働く上での困りごとについて



(4) 介助者について

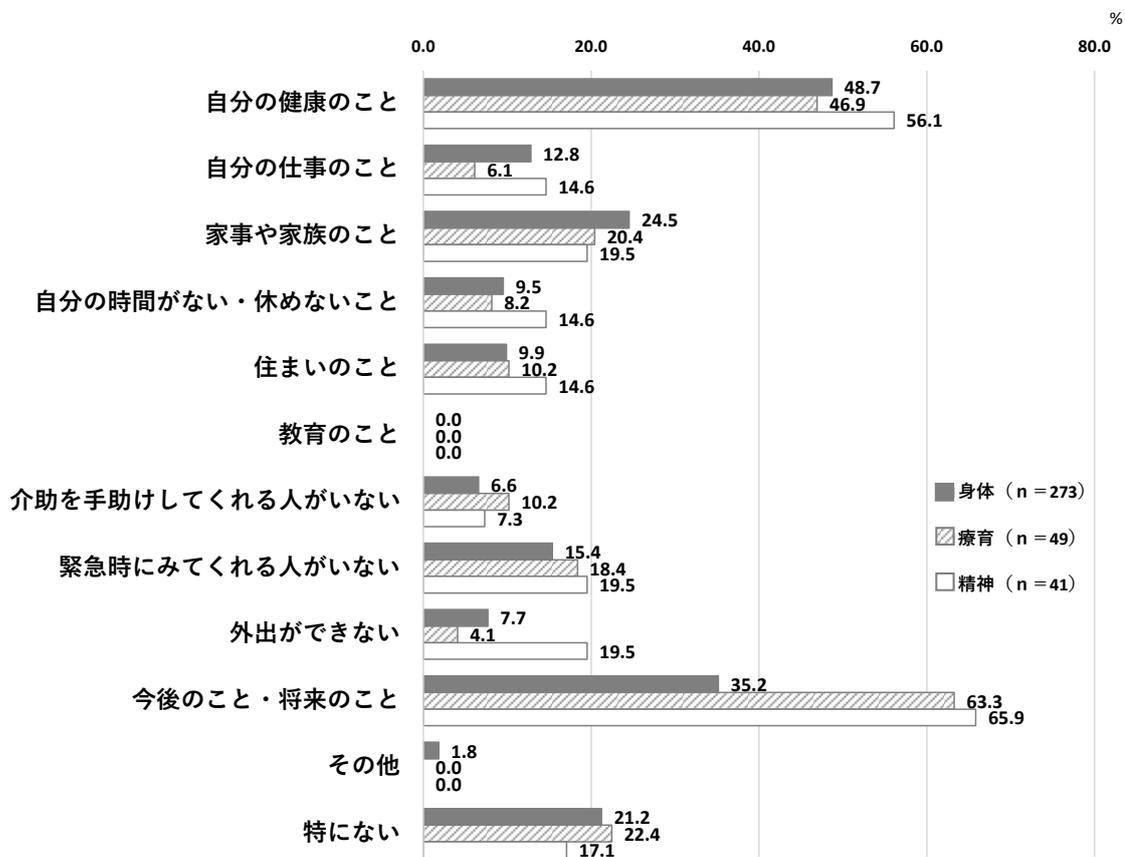
主な介助者については、身体障害者手帳所持者は「配偶者」が最も多く、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は「父親・母親」が最も多くなっています。

主な介助者について



無回答を除いた人数を母数としています。

介助や支援で困っていることや不安なことについて



無回答を除いた人数を母数としています。

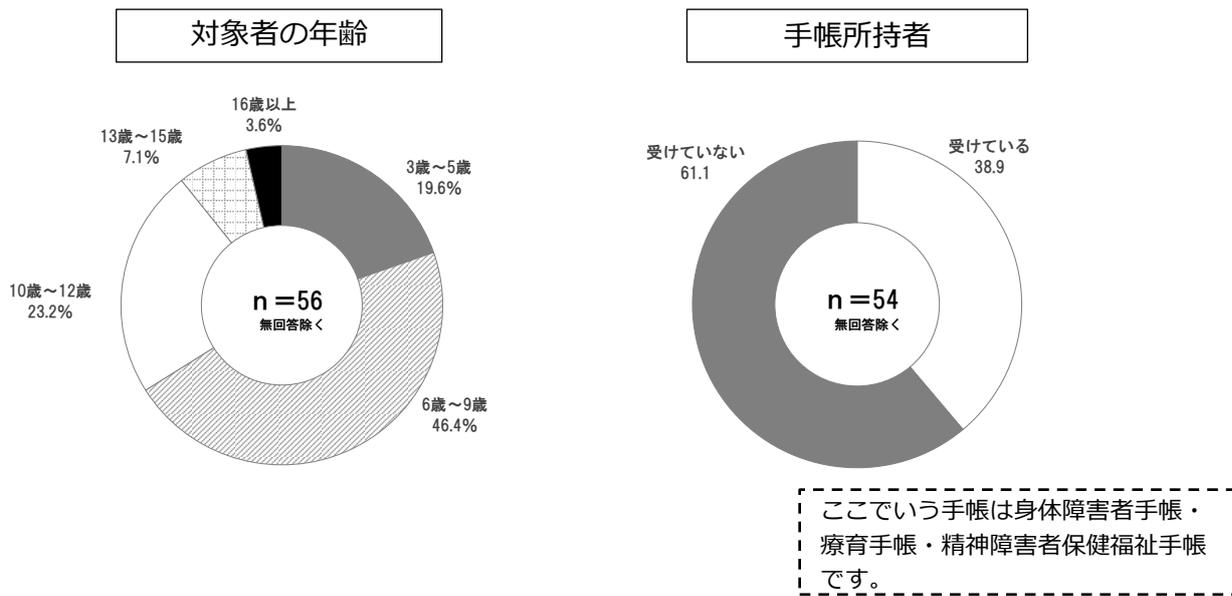
3 アンケート調査結果（子ども）

以下は、アンケート調査結果の一部を抜粋しています。

（1）回答者の属性

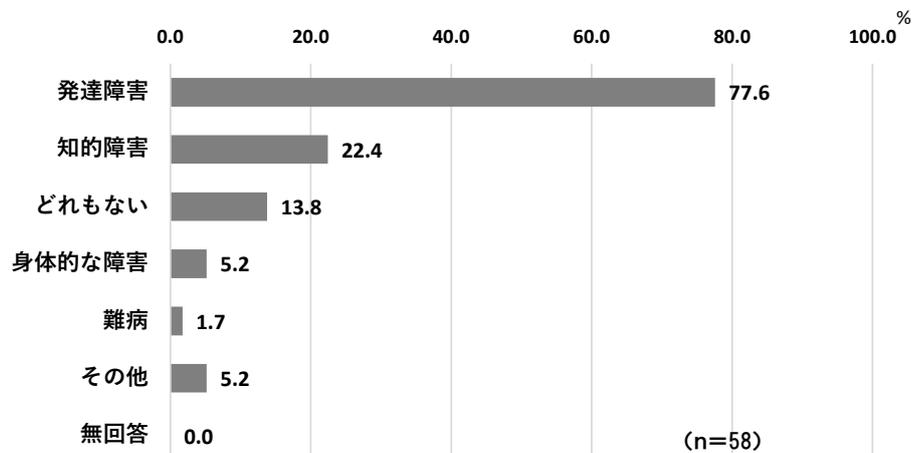
アンケートに回答した人は、それぞれ以下ようになります。

年齢では小学生に相当する「6歳～9歳」が最も多く、手帳の交付を受けているのはおよそ4割となっています。



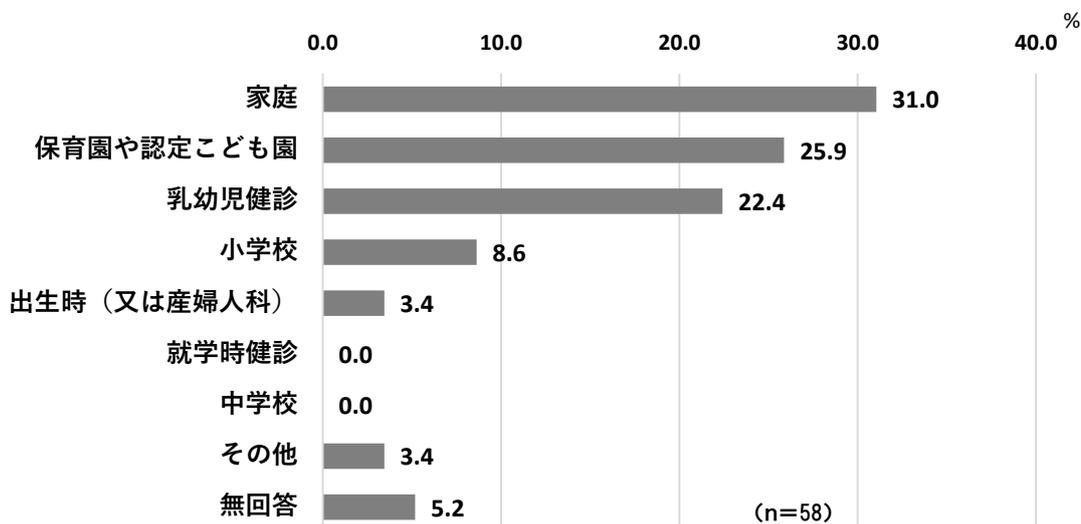
全体の8割弱の子どもが、発達障害の認定又は診断をされています。

認定又は診断された障害等について



発達の症状や障害に気づいた場所や時期については、「家庭」が3割以上と最も多く、次いで「保育園や認定こども園」「乳幼児健診」となっています。

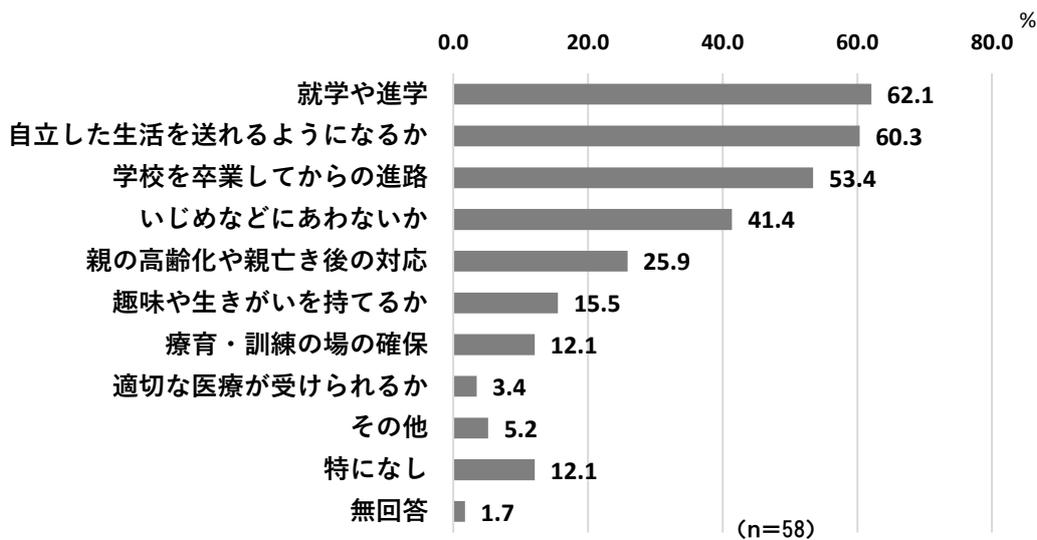
発達症状や障害に気づいた場所や時期について



(2) 悩みや不安について

悩みや不安については、「就学や進学」が最も多く、次いで「自立した生活を送れるようになるか」「学校を卒業してからの進路」となっています。

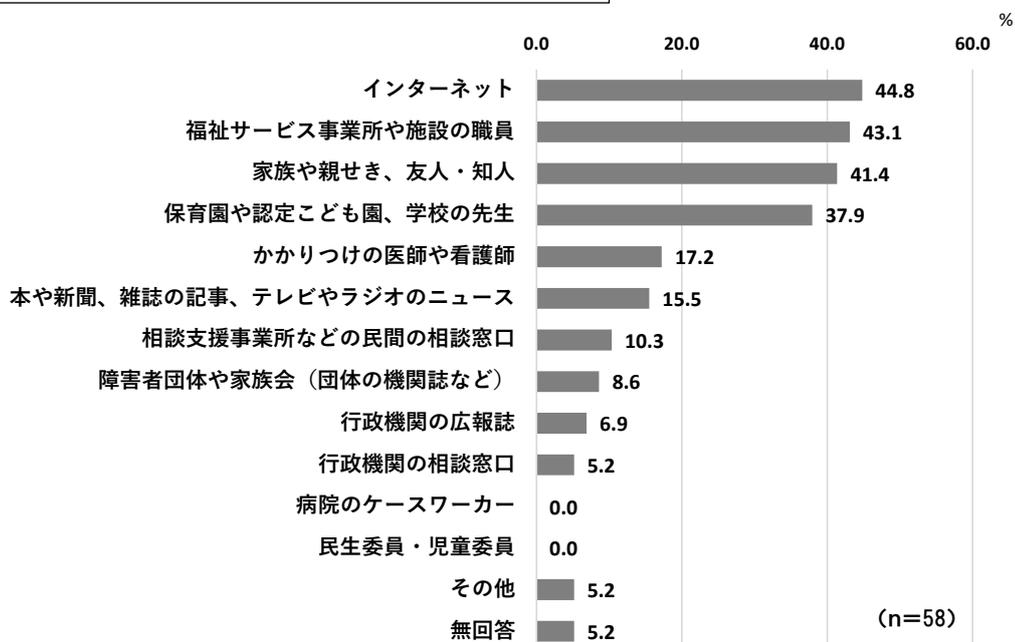
悩みや不安について



(3) 情報について

情報の入手先については、「インターネット」が最も多く、次いで「福祉サービス事業所や施設の職員」「家族や親せき、友人・知人」となっています。

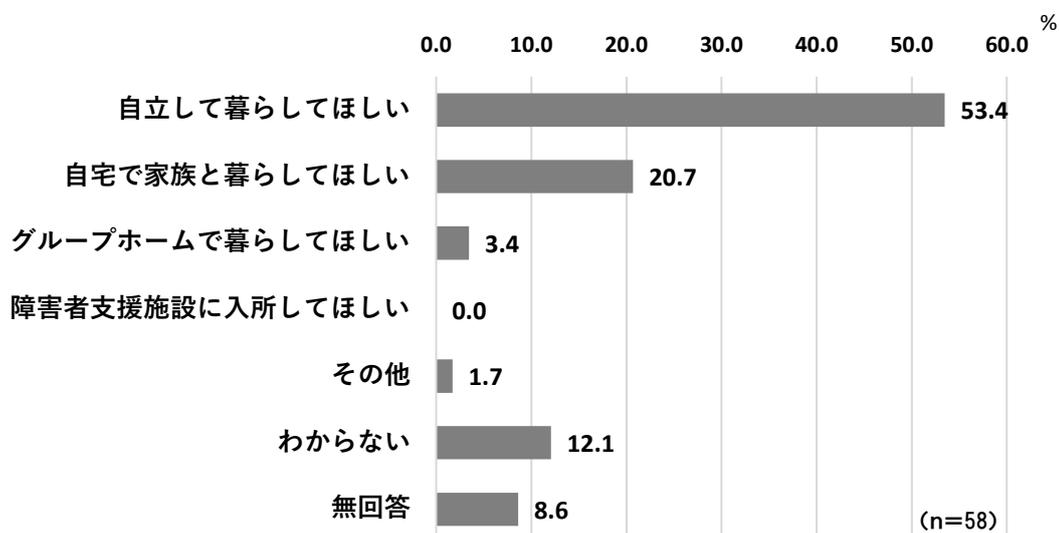
障害や福祉サービス等に関する情報の入手先について



(4) 将来の暮らしについて

将来の暮らしについては、「自立して暮らしてほしい」が5割以上と最も多く、次いで「自宅で家族と暮らしてほしい」となっています。

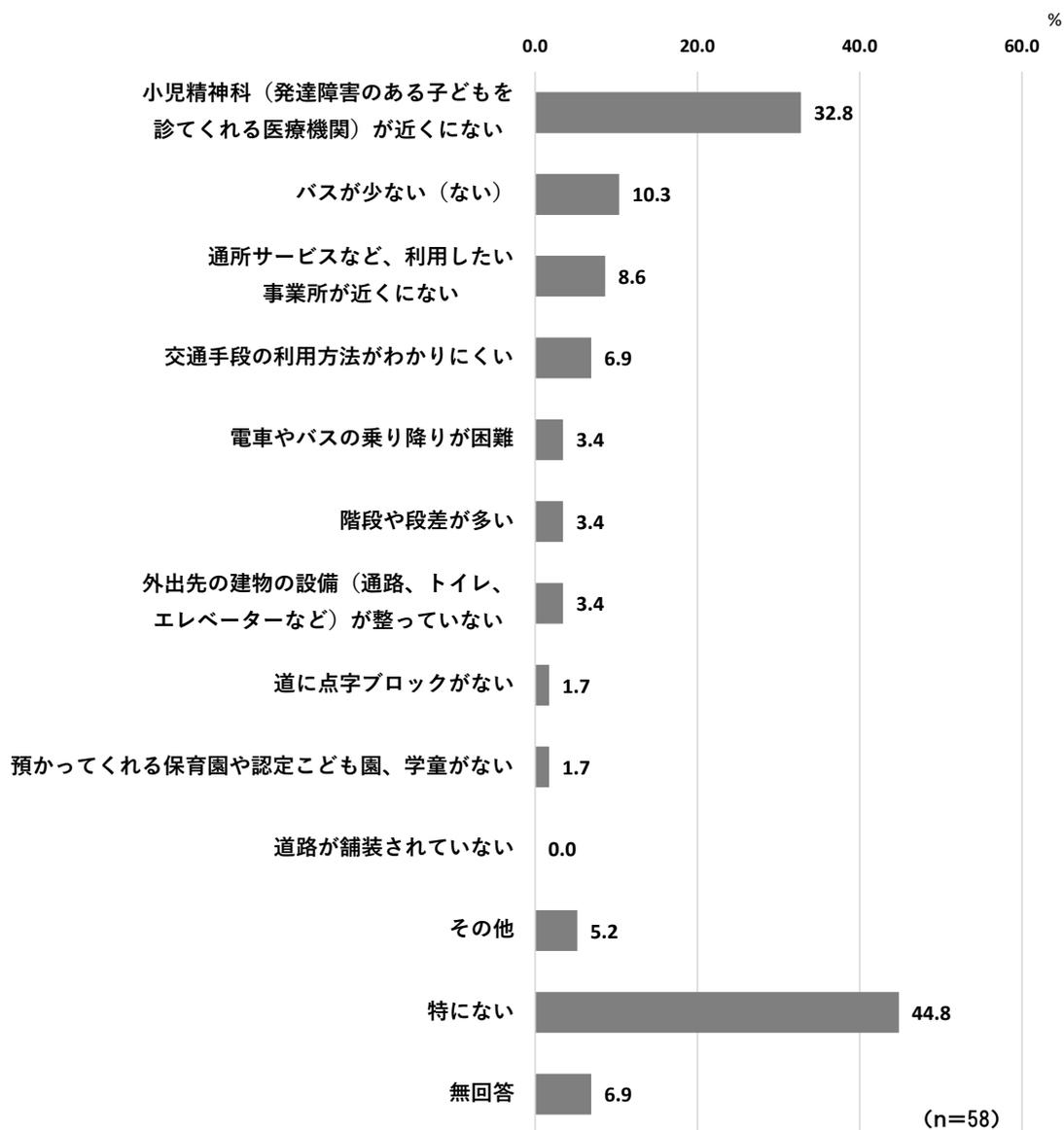
将来どのように暮らしてほしいかについて



(5) 困りごとについて

困りごとについては、「特にない」を除き、「小児精神科（発達障害のある子どもを診てくれる医療機関）が近くにない」が最も多く、次いで「バスが少ない（ない）」「通所サービスなど、利用したい事業所が近くにない」となっています。

ふだんの暮らしの中で、不便に感じることについて



事業所アンケート調査の結果

1 調査の目的

本調査は、前計画の見直しにあたり、有田町の障害福祉に関わる事業所等において、障害者を取り巻く現状やサービスに対する考えなどについてうかがい、計画策定の基礎資料として活用することを目的に実施したものです。

2 調査の方法

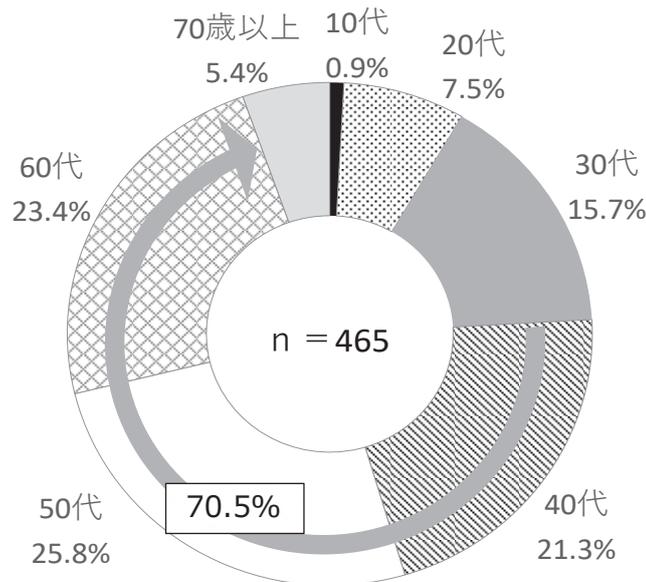
- 調査対象者：障害福祉サービス提供事業所
- 調査時期：令和5年10月
- 調査方法：調査票（記入式調査シート）の郵送配布・郵送回収

3 調査結果

以下は、アンケート調査結果の一部を抜粋しています。

（1）事業所職員の年齢構成について

年齢構成をみると若年層は少なく、中心となるのは40代から60代となり、70.5%を占めています。

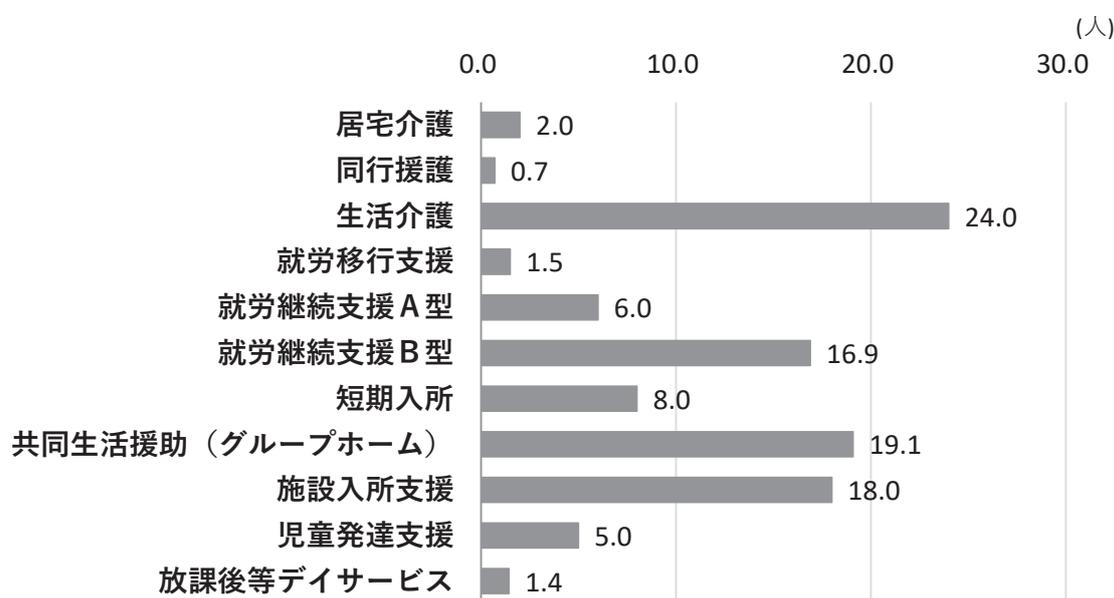


※年齢構成は回答のあった人数で作成しているため、職員数と合致はしません。

(2) 町内で提供しているサービスについて

町内にある事業所では以下の 11 のサービスが提供されています。

また、グラフの数値は有田町民の 1 日当たりの利用者数を表しています。



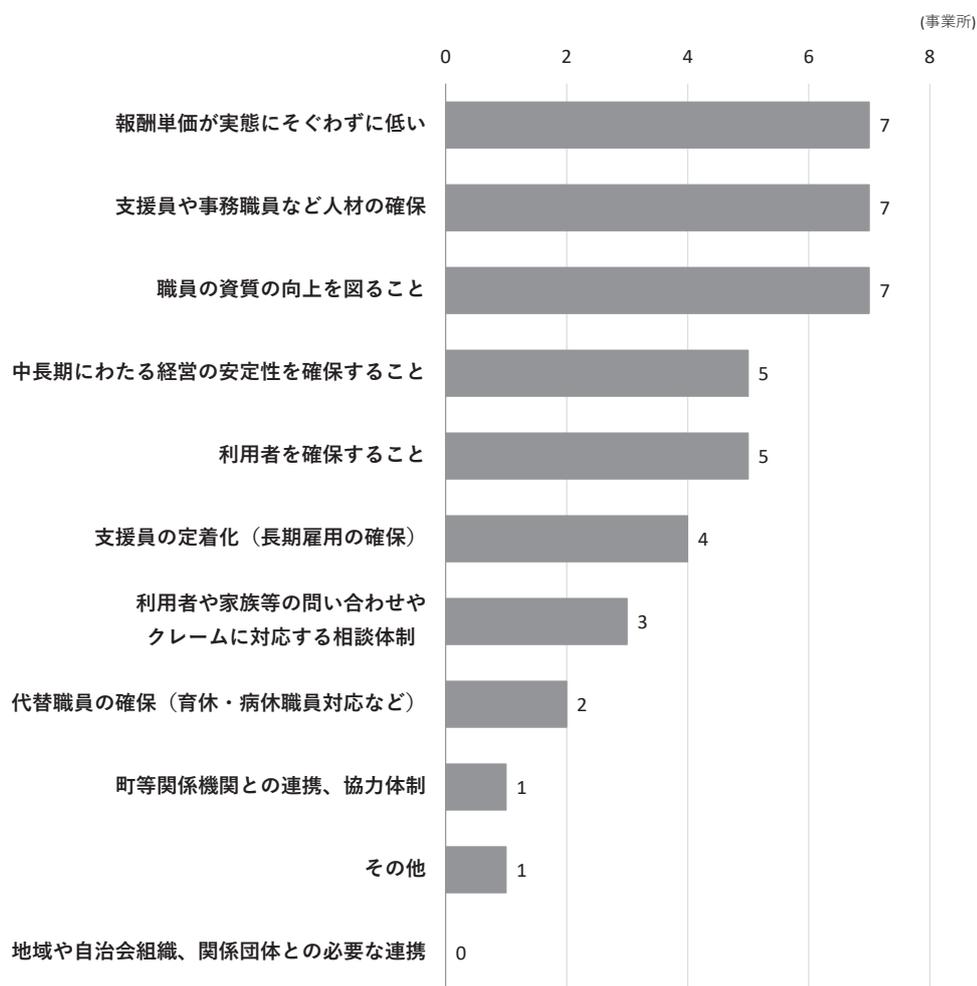
(3) 町内で不足していると感じるサービスについて

| | 要因 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 居宅介護 | <ul style="list-style-type: none"> ホームヘルプ事業を実施している事業所数が少ない。 有田町社会福祉協議会の 1 事業所しかない。 |
| 重度訪問介護 | <ul style="list-style-type: none"> 利用者は多くないが、利用するにあたり事業所が遠方である。 |
| 同行援護 | <ul style="list-style-type: none"> 他市からの訪問となると、移動時間を要し、多くの要望に応えていくことは難しい。 |
| 行動援護 | <ul style="list-style-type: none"> 発達障害者が増加している中、利用ニーズは高いが事業所数が少ない。特に、専門性の高いサービスではあるが、促進することでサービス利用以外においても発達障害者に対する理解も広がると思う。 |
| 就労継続支援 A 型 | <ul style="list-style-type: none"> 町内の A 型は、現在 2 箇所になっていると思います。A 型の事業運営は最低賃金でもあるので、大変厳しくなっていると思います。当事業所は社保や有休、福利厚生なども充実し、欠勤者もおらず、皆が就労意欲を持ち、7.5 時間～5 時間で働かれています。精神疾患や発達障害など、特性を理解した支援ができなければ A 型の縛りがあると雇用に結びつかないと思います。A 型を希望される方は、長時間働くことを嫌がる傾向にあり、長続きしません。 利用ニーズは高いが事業所が少なく、また仕事内容も特化していることで利用しづらい。障害者雇用枠の一般就労の普及も広がればよい。 |
| 短期入所 | <ul style="list-style-type: none"> 重度心身障害者のショートステイは伊万里市や唐津市にしかない。 夜間の支援員不足。経営的な問題により積極的に手をあげる事業者が少ないのでは。 新型コロナウイルス感染症の流行により受入れが難しくなっている。 新規利用者について事業所側の受入体制が整っていない。 |

| | 要因 |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 共同生活援助 (グループホーム) | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が入院した場合、児童を保護する施設がない。 ・行政の推進不足。 ・グループホームが少なく、一人で生活できるためにアパートも借りられない(保証人が必要)。グループホームがあっても自分の事業所の利用者が優先になり、待ち状態の人がいます。自立した生活と矛盾しているのではないかと。 |
| 児童発達支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用希望者の増加(発達障害児の増加)、事業所不足。 ※伊万里市を利用 |
| 医療型児童発達支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療型児童発達支援がない。 ・医療型児童の保護者があきらめている。 ・行政の推進不足。 |
| 放課後等デイサービス | <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービスが少ない。 ・利用希望者の増加(発達障害児の増加)、事業所不足。 ※伊万里市を利用 |

(4) 運営上の課題について

運営上の課題としては、「報酬単価が実態にそぐわずに低い」「支援員や事務職員など人材の確保」「職員の資質の向上を図ること」に多い回答があり、14 事業所中7 事業所となっています。



第5章 本町における現状と傾向、課題のまとめ

1 増加傾向にある療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者

障害のある人が自分らしく幸せに生きていくために必要な周囲の人、支援する人の意識の醸成が重要です。

本町の障害者手帳所持者は、身体障害者手帳所持者が変動はあるもののおおむね横ばいで推移し、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向で推移しています。また、子どものアンケート調査結果では、77.6%の子どもが発達障害と診断・認定されています。

今後、増えていくことが考えられる知的の障害と精神の障害（発達障害も含む）は、本人が抱える悩みや苦しみと共に、保護者や家族、周囲の人との意思疎通やコミュニケーションにおいて、相互の理解が求められます。障害のある人とその周りの人が心身共に健康で、差別や嫌な思いをせず、自分らしさを持って幸せに生きていけるまちづくりを進めていく必要があります。

そのためには、本人、ご家族やその周りの人が悩みや不安を抱え込まないよう、気軽に相談できる支援が求められます。さらにその支援や手助けがあることを知ってもらうための情報発信の充実・強化が重要であり、多くの人の障害に対する理解と意識の醸成を高めていく必要があります。

2 福祉サービス等の情報発信への工夫・配慮の充実

近年、スマートフォンの普及により、多くのサービスや情報がインターネット上で閲覧・利用されるようになってきました。特に若い世代ではこの傾向も強く、子どものアンケート調査結果でも情報の入手先で、「インターネット」が最も多くなっていることから推察できます。

また、行政側からの情報発信に利用される機会も多くなっています。

町の広報や支援・サービス情報も町のホームページやSNS等が積極的に発信されるようになり、今後もICT^{*}化が進み、情報発信体制は強化されていくことが想定されています。

しかし、障害のある人にとっては情報の取得に差が出てしまうなどの弊害も生まれています。そのため、情報の受け取りの加速化に対応できなくならないよう、障害のある人にも情報を受け取りやすい対応を整備していく必要があります。

^{*}ICTとは、「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、インターネットやパソコンなどの情報通信機器を用いて行うコミュニケーションを実現する技術です。

3 教育環境に求められる学習サポートの充実の必要性の高まり

アンケート調査結果から、子どもの保護者が教育に求めることとして、「能力や障害の状況に合った指導をしてほしい」や「就学相談や進路相談等、相談体制を充実させてほしい」という声が多くあります。

また、普通学級を望まれる声も回答者の中で2割程度あることなどから、学校などの教育環境において、障害の有無にかかわらず児童生徒が共に学ぶ環境づくりを進めるインクルーシブ教育の推進が求められています。

そのためには、専門性のある支援員の配置があげられ、保育や教育現場の職員の障害に対する理解への高い希望もあることから、教育に携わる職員の理解の促進とともに、学習サポート体制の強化を検討していくことが求められます。

4 障害者の自立、就労、居場所づくりへの取組の重要性の高まり

療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者は若年層から現役世代に多く、本町においてもその傾向がうかがえます。

アンケート調査結果から、これらの障害のある人の日中の過ごし方として、約4割は自宅や入所施設で過ごしている状況です。今後、障害のある人が高齢となることが見込まれる中、その保護者や家族の介助が困難になった場合、本人の希望に沿った自立や居場所づくりを計画的に検討していく必要があります。

また、障害のある子どもの保護者のうち、2割程度が今後も自宅で家族と暮らしてほしいと回答していますが、5割以上が将来、自立して暮らしてほしいとも回答しています。

そのために、就労を希望する障害のある人への就労サポートの充実や家族が安心できる住居や居場所の確保が求められます。

5 障害福祉サービスの充実に向けた事業所等との連携強化

全国で福祉の担い手不足や地域活動団体の高齢化が進んでいる中、今回実施した事業所アンケート調査結果をみると、運営上の課題として「報酬単価が実態にそぐわずに低い」「支援員や事務職員など人材の確保」「職員の資質の向上を図ること」に多く回答がありました。人材に関しては募集をかけても集まらないなど、福祉の担い手そのものが十分補われていない可能性も懸念されます。

障害福祉サービスが、これからも十分なニーズ量を提供し続けられるよう、今後は、事業所の課題や工夫していることなど、行政や関係機関さらには事業所間でも連携を強化して取り組んでいく必要があります。また、調査結果から、本町に不足しているサービスとして「短期入所（ショートステイ）」「就労継続支援A型」、障害のある子どもでは「放課後等デイサービス」「医療型児童発達支援」があげられています。今後これらの充実を図るとともに、必要な障害福祉施策として、児童福祉関係課・関係機関との連携の充実をはじめ、増加傾向にある発達障害児とその保護者が安心して暮らせる環境づくりが求められます。

第6章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害者福祉の基本概念として定着してきた「ノーマライゼーション」も、近年では「インクルージョン」（障害者だけでなく、社会的に排除された人たちも含めて対象としたもの）へと発展しつつあります。

有田町では「有田町障害者プラン及び第4期障害福祉計画」策定以来、『互いに理解し 支え合い 共に生きる』を基本理念として掲げ、障害者が地域社会の一員として、自分らしい生活を自らの意思で選択できるような社会の実現を目指してきました。

これは障害の有無にかかわらず、有田町に住むすべての人が住み慣れた地域の中で、お互いを尊重しながらその人らしい生活を目指すという意味も含まれ、「ノーマライゼーション」だけでなく、「インクルージョン」も包含した理念であるとも捉えられます。

引き続きこの理念を継承し、誰もが住み慣れた地域で、互いに理解し、支え合い、共に生きる地域共生社会^(注)の実現を目指すことを提唱します。

また、この基本理念の下、4つの視点により障害者プランを推進していきます。

基本理念

互いに理解し 支え合い 共に生きる

重
点
目
標

- 1 地域支援体制の充実
- 2 自立と社会参加の推進
- 3 共に生きる地域づくり
- 4 保育・教育支援の充実

障害者プランの各施策の推進

(1) 地域支援体制の充実

総合的・専門的な相談支援体制の充実や、地域福祉の担い手育成、障害者を支える人（ケアラー）の支援など、障害者とその家族等が安心して地域で暮らせる支援体制づくりを進めます。

(2) 自立と社会参加の推進

障害者が地域で生き生きと暮らせるよう、就労支援体制の充実や、福祉事業所の活動支援など、自立と社会参加に向けた取組を推進します。

(3) 共に生きる地域づくり

障害者の権利擁護^(注)の推進や、障害への理解・配慮など、町民のこころを育む取組を推進します。また、居住環境や日常生活における支援サービスの充実など、暮らしの基盤づくりを進めます。

(4) 保育・教育支援の充実

早期療育に向けた見守り・相談支援体制や、療育支援体制の充実を図るなど、すべての子どもが自分らしく成長できる環境づくりを進めます。

2 障害者プランの施策体系

基本理念、『互いに理解し 支え合い 共に生きる』の下、4つの重点目標を設定し、実現していくためにそれぞれの施策に取り組み、これを推進していきます。

施策の体系は下図のとおりです。

| 基本目標 | 重点目標 | 施策 |
|---------------------|--------------------------|--------------------------|
| 互いに理解し 支え合い 共に生きる | 地域支援体制の充実 | (1)相談支援体制の充実 |
| | (2)情報提供の充実 | (2)情報提供の充実 |
| | (3)地域生活支援・サービスの充実 | (3)地域生活支援・サービスの充実 |
| | (4)ケアマネジメント体制の充実 | (4)ケアマネジメント体制の充実 |
| | (5)生活安定施策の充実 | (5)生活安定施策の充実 |
| | 自立と社会参加の推進 | (1)雇用の促進 |
| | (2)総合的な就労支援の推進 | (2)総合的な就労支援の推進 |
| | (3)スポーツ・文化・レクリエーション活動の充実 | (3)スポーツ・文化・レクリエーション活動の充実 |
| | (4)交流・ふれあいの場の充実 | (4)交流・ふれあいの場の充実 |
| | (5)外出・移動支援の充実 | (5)外出・移動支援の充実 |
| | (6)ボランティア活動の育成・支援 | (6)ボランティア活動の育成・支援 |
| | 共に生きる地域づくり | (1)理解・啓発活動の推進 |
| | (2)学校や地域における福祉教育の推進 | (2)学校や地域における福祉教育の推進 |
| | (3)安心・安全の環境づくり | (3)安心・安全の環境づくり |
| | (4)住宅環境の充実 | (4)住宅環境の充実 |
| | (5)防犯・防災体制の充実 | (5)防犯・防災体制の充実 |
| (6)障害の予防・早期発見体制の推進 | (6)障害の予防・早期発見体制の推進 | |
| (7)医療・リハビリテーション等の提供 | (7)医療・リハビリテーション等の提供 | |
| 保育・教育支援の充実 | (1)教育環境の充実 | |
| (2)関係機関の連携 | (2)関係機関の連携 | |

第2部 障害者基本法に基づく障害者プラン

第1章 施策の展開

重点目標 1 地域支援体制の充実

(1) 相談支援体制の充実

| 取組 | 取組内容 | 担当課 |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ①身近な相談機会の充実 | 身近な場所で、いつでも気軽に相談できるよう、訪問相談や定期的な相談日の設定を行います。 また、必要な情報を的確にわかりやすく得られる機会の充実に努めます。 | 健康福祉課 |
| ②相談支援事業の充実 | 相談支援事業における相談支援専門員の資質向上を図り、障害者の自立に結びつく適切なサービス利用を支援するケアマネジメント ^(注) 体制を充実します。 相談支援事業の委託先である「有田町障害者生活支援センター」との連携を図りながら、障害者やその家族、介助者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援の推進に努めます。 | 健康福祉課 |
| ③地域自立支援協議会の運営・充実 | 地域において相談支援事業を適切に実施していくため、中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営評価及び個別ケースの調整会議を開き、具体的な困難事例への対応のあり方について指導・助言などを行います。あわせて、地域自立支援協議会 ^(注) によるネットワークの構築を図ります。 | 健康福祉課 |
| ④民生委員・児童委員の相談活動の充実 | 障害者が身近な地域で気軽に相談することができるよう、民生委員・児童委員 ^(注) による相談活動を支援するとともに、活動の周知を図ります。 | 健康福祉課 |
| ⑤障害者相談員活動との連携 | 身近な地域で、障害者やその家族からの相談に応じ、関係機関と連携して問題の解決を図る障害者相談員の活動について、必要な情報提供を行い、活動の充実に推進します。 また、障害者相談員と町との連携を強化するとともに、相談活動を周知します。 | 健康福祉課 |
| ⑥関係機関との連携強化 | 障害者やその家族を支援するため、福祉・保健・医療・教育・就労など専門的な機関、福祉サービス事業者やその他民間団体と連携し、総合的な相談支援体制の強化を図ります。 また、有田町障害者生活支援センター等との関係機関と情報を共有する体制づくりを検討し、今後もより支援が行き届く体制づくりに努めます。 | 健康福祉課 |

| 取 組 | 取組内容 | 担 当 課 |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ⑦人材の育成 | 有田町社会福祉協議会等の関係機関と連携し、ボランティア養成講座を開講するとともに、子どもの頃からのボランティア体験を推進します。 また、ボランティア団体などの主体的な活動を支援し、地域全体の福祉力の向上を図ることや、社会福祉協議会や有田町障害者生活支援センターとの協力を努めます。 | 健康福祉課 |

(2) 情報提供の充実

| 取 組 | 取組内容 | 担 当 課 |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| ①広報媒体を活用した情報提供 | 広報や町のホームページなどを活用し、各種サービスの内容や利用方法及び制度の解説を定期的に提供するとともに、情報アクセシビリティ ^(注) の向上に努めます。 広報については、障害に関する情報に限らず、町の福祉に関する情報が掲載できるページの確保に努めます。 周知については、これまでどおり継続していきますが、情報の内容については担当課とも協議し、わかりやすさを重視した記事の掲載に努めていきます。 | 健康福祉課 総務課 財政課 |
| ②情報のバリアフリー化 | 必要な情報が障害者やその家族に的確に伝わるよう、わかりやすい広報や町のホームページ、パンフレットなどの作成に努め、障害者の特性やニーズに対応した情報提供の方法などを把握し、必要に応じて導入していきます。 | 健康福祉課 総務課 財政課 |
| ③説明会や研修会における情報提供 | 特別支援学校 ^(注) や施設・事業所・関係団体等の説明会や研修会に参加し、各種サービスの内容・利用方法や制度について情報提供や情報共有を行う等連携を強化します。 | 健康福祉課 |

(3) 地域生活支援・サービスの充実

| 取 組 | 取組内容 | 担 当 課 |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ①在宅福祉サービスの充実 | 障害者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護（ホームヘルプサービス）など居宅での生活支援のための福祉サービスの充実に努めるとともに、研修などによるヘルパーの資質の向上を図ります。 | 健康福祉課 |
| ②多様な日中活動の場づくり | 利用者の多様なニーズに対応した生活介護、自立訓練、地域活動支援センター、日中一時支援などの提供を図るため、事業所の確保に努め、日中活動サービスの充実に努めます。また、ボランティア活動等を通じた日常生活上の支援の推進を図ります。 | 健康福祉課 |

| 取 組 | 取組内容 | 担 当 課 |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------|-------|
| ③地域生活支援事業の推進 | 障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むためのサービスを提供するとともに、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な業務形態により実施していきます。 | 健康福祉課 |
| ④居住支援サービスの充実 | 障害者が住み慣れた地域で必要な支援を受けながら自立した日常生活を営めるよう、グループホームなどの居住支援サービスの充実を図ります。 | 健康福祉課 |
| ⑤福祉従事者の確保と育成 | 障害者が安心してサービスが受けられるよう、福祉従事者の確保と育成の支援に努めます。 | 健康福祉課 |

(4) ケアマネジメント体制の充実

| 取 組 | 取組内容 | 担 当 課 |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ①ケアマネジメント*体制の整備 | 障害者の自立に結びつくよう、障害の程度や健康状態などに応じたサービスの選択を支援する助言や、適切なサービス利用を支援するケアマネジメント体制の整備に努めます。 また、相談支援事業所とさらなる連携を強化します。 | 健康福祉課 |
| ②サービス利用計画の活用 | 長期間の入所・入院から地域生活へ移行する人や、家族・周囲からの支援が得られないひとり暮らしの人、重度者などの自分では障害福祉サービスの利用を調整することが難しい計画的な支援を必要とする人が、サービスを利用する際、適切で効果的なサービス提供が行われるよう、計画相談支援の活用を促進します。 | 健康福祉課 |

(5) 生活安定施策の充実

| 取 組 | 取組内容 | 担 当 課 |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| ①福祉サービス利用援助事業の推進 | 判断能力の不十分な障害者が、地域で生活する上で必要な相談や福祉サービスの利用援助、金銭管理などを含む福祉サービスを適切に利用できるよう事業を推進します。 | 健康福祉課 |
| ②経済的負担の軽減 | 障害のある人やその保護者が受給できる年金や手当のほか、医療費の助成制度として、重度心身障害者医療費助成があります。さらに障害者が公共交通機関を使う場合の運賃や料金の割引、税の控除などについて、これらの制度の周知を図ります。 | 健康福祉課 まちづくり課 税務課 住民環境課 |
| ③各種手当の周知 | 特別障害者手当 ^(注) や障害児福祉手当 ^(注) 、特別児童扶養手当 ^(注) など、各種手当に関する情報周知に努め、適正な給付を図ります。 | 健康福祉課 子育て支援課 |

重点目標 2 自立と社会参加の推進

(1) 雇用の促進

| 取 組 | 取組内容 | 担 当 課 |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ①障害福祉サービスによる就労支援の推進 | 一般就労を希望する障害者へ、障害福祉サービスによる就労移行支援の利用を推進し、一人ひとりの希望や障害の特性に応じた就労ができるよう有田町障害者生活支援センターやハローワーク ^(注) と連携して支援します。今後は、制度の周知や関係機関との連携に努めます。 | 健康福祉課 |
| ②雇用機会の提供 | 障害者が働く場において、雇用の前後を通じ、障害者と事業所を支援するジョブコーチ制度 ^(注) などの周知、利用の促進を図ります。 事業者に対して障害者を一定期間試行雇用し、相互の理解と常用雇用へのきっかけづくりを行う障害者トライアル雇用 ^(注) の実施を働きかけるなど、障害者就業・生活支援センター ^(注) やハローワークと連携し、就労機会の創出に努めます。 | 健康福祉課 |
| ③町役場での雇用機会の提供 | 町役場において、障害者が働く場の創出を検討します。 | 総務課 |

(2) 総合的な就労支援の推進

| 取 組 | 取組内容 | 担 当 課 |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| ①相談・助言体制の充実 | 障害者の雇用・就労に関する相談に対して適切な指導・助言や情報提供が行えるよう、ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどとの連携を強化し、相談室を設ける等、相談体制の充実を図ります。 | 健康福祉課 |
| ②各種助成制度の普及・啓発 | ハローワーク、商工会など関係機関と連携し、企業や事業主に対して障害者雇用率制度の周知徹底を図るとともに、各種助成金制度などの周知及び活用の促進を図ります。 | 健康福祉課 |
| ③福祉的就労の充実 | 一般就労が困難でも就労を希望する人には、就労継続支援及び地域活動支援センターなどを活用した福祉的就労 ^(注) の充実に向けて支援します。 また、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図れるよう各課に周知します。 | 健康福祉課 物品の優先調達については全課 |

(3) スポーツ・文化・レクリエーション活動の充実

| 取 組 | 取組内容 | 担 当 課 |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ①スポーツ・文化・レクリエーション活動の充実 | 障害者のスポーツ活動の振興を図るとともに、障害者が各種文化・芸術活動に参加し、その活動の成果を発表できる場の充実など、各種機会の創出を図ります。 また、町内での催事等で障害者スポーツに触れる体験コーナーを設ける等、障害者スポーツへの理解と普及促進に努めます。 | 健康福祉課 生涯学習課 |
| ②人材の育成 | 障害の有無にかかわらず、スポーツ指導者の人材育成の一環として、スポーツ推進委員実技研修会等で障害者ニュースポーツを取り入れます。スポーツ・文化・レクリエーション活動の充実に向け、指導者やボランティアなどの人材育成及び人材確保に努めます。 | 健康福祉課 生涯学習課 |
| ③施設の利用促進 | 障害者がスポーツ・文化・レクリエーション活動に参加しやすいよう、トイレの改修等、施設のバリアフリー化を推進します。 | 生涯学習課 |

(4) 交流・ふれあいの場の充実

| 取 組 | 取組内容 | 担 当 課 |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ①地域における交流機会の充実 | 障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に参加できるイベントなどを開催し、障害者と町民が互いに理解を深める機会の充実を図ります。 | 健康福祉課 |
| ②ふれあいの場の充実 | 相談内容が多岐にわたる場合も多く、なかなか機会が創出しにくい面もありますが、障害者と町民がふれあう場を提供し、自由に集まり、気軽に相談できる機会を創出します。 | 健康福祉課 |
| ③障害者諸団体の活動支援 | 障害者諸団体の活動を活性化するために、会員数を増加できるように、手帳交付時に「障害のある方への各種割引・補助制度」(裏面に団体の連絡先や相談機関を明記した文書)を記載した文書を配布するなどして活動の支援をします。 | 健康福祉課 |

(5) 外出・移動支援の充実

| 取 組 | 取組内容 | 担 当 課 |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| ①外出支援サービスの充実 | 障害者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、外出支援サービスの周知、利用の促進に努めます。 | 健康福祉課 |
| ②聴覚及び音声・言語機能障害者への意思疎通と外出支援 | 佐賀県聴覚障害者協会と連携し、手話通訳者・要約筆記奉仕員 ^(注) 、手話ボランティアの派遣などにより意思疎通支援事業の充実を図り、聴覚及び音声・言語機能障害者の社会参加の支援を行います。サービスの周知、利用の促進に周知に努めます。 | 健康福祉課 |
| ③移動支援サービスの利便性の確保 | コミュニティバス等の移送車両の利用について、その種類や運行ルート等について改善を推進し、情報提供や周知を行います。タクシー等の利用に関する便宜を図ることで、障害者の移動手段について利便性の確保に努めます。 | まちづくり課 |
| ④公共交通機関など利便性の確保 | 障害者が公共交通機関を使う場合の運賃や料金の割引について、これらの制度の周知を図ります。また、町内を運行する民間バス業者や鉄道会社に対して低床バス導入やバス停・駅などのバリアフリー化、点字案内板などの設置を働きかけ、障害者の移動の円滑化を図ります。 | まちづくり課 |

(6) ボランティア活動の育成・支援

| 取 組 | 取組内容 | 担 当 課 |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| ①ボランティアの育成支援 | 関係機関と連携し、ボランティア養成講座を開講します。開催会場の提供等を行い、子どもの頃からのボランティア体験を推進します。 | 健康福祉課 まちづくり課 生涯学習課 |
| ②ボランティア活動への支援 | 町内で活動するボランティア団体などに対して支援を行い、障害者の生きがいづくりや、福祉の向上を図ります。また、団体間の交流の機会を提供し、情報共有などの場になるようネットワークの充実を図ります。 | 健康福祉課 まちづくり課 生涯学習課 |

重点目標 3 共に生きる地域づくり

(1) 理解・啓発活動の推進

| 取 組 | 取組内容 | 担 当 課 |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| ①広報媒体を活用した理解・啓発の推進 | 広報や町のホームページなどを活用し、障害や障害者についての啓発活動を定期的かつ継続的に推進します。 | 健康福祉課 |
| ②障害者月間・障害者週間・人権週間における啓発・広報活動の実施 | 障害者月間（11月15日～12月14日）、障害者週間 ^(注) （12月3日～12月9日）、人権週間 ^(注) （12月4日～12月10日）などを通じて、理解を深めるためのイベントの開催やポスター掲示等による啓発・広報活動を推進します。 | 健康福祉課 住民環境課 |
| ③イベント等を通じた理解・啓発の推進 | 運動会や文化祭など、各種イベントの開催時に障害や障害者に対するパネル展示、チラシ配布等による啓発活動を推進します。 | 生涯学習課 まちづくり課 |
| ④虐待の防止に向けた啓発の推進 | 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」（平成24(2012)年10月施行）に基づき、障害者への虐待禁止や虐待を発見したときの通報義務などの周知を図ります。 | 健康福祉課 学校教育課 |
| ⑤町職員の障害に対する理解の促進 | 町職員の障害に対する理解を深めるため、庁内における障害者差別解消法に基づく勉強会等の開催を通じ、理解の促進を図ります。今後も必要に応じ、研修会を開催します。 | 健康福祉課 総務課 |
| ⑥差別解消法の推進 | 障害者差別解消法に基づき、障害者の日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行います。今後は様々なケースを検討していきます。 | 全課 |
| ⑦合理的配慮の推進 | 障害者差別解消法の施行を受け、合理的配慮 ^(注) の提供に向けた職員対応要領を作成し、要領普及のための研修を実施しています。不当な差別の解消・合理的配慮の提供といった趣旨を職員の意識の中に継続して定着させていきます。 | 総務課 健康福祉課 |

(2) 学校や地域における福祉教育の推進

| 取 組 | 取組内容 | 担 当 課 |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ①学校における福祉教育の充実 | 小・中学校における総合学習の時間や福祉体験学習などを活用し、子どもの頃から福祉に対する理解を深める福祉教育を推進します。 例) 車いす体験、特別支援学校との地域交流等。 | 学校教育課 |
| ②各種講座・体験学習の推進 | 人権（障害含む）に関する講座や学習会などを通じて、町民が障害に対する理解を深める機会の確保・拡充を図ります。 | 健康福祉課 生涯学習課 |

(3) 安心・安全の環境づくり

| 取 組 | 取組内容 | 担 当 課 |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| ①ユニバーサルデザイン普及・啓発 | <p>障害の有無にかかわらず、誰もが安全で快適に暮らしやすいまちづくりを実現するために、公共施設の修繕や改良を行う際は、安全に安心して利用できるように考慮するとともに、建築技術者や住民等に対してユニバーサルデザイン^(注)の考え方の普及、啓発を図ります。</p> | <p>健康福祉課 まちづくり課 建設課</p> |
| ②公共施設・設備の整備・改善 | <p>公共施設や設備について、障害者も安心して利用できるよう、バリアフリー化を図ります。 また、新設や改修の際には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、誰もが利用しやすい施設となるよう、障害者の意見を聞く機会を設け整備・改善に努めます。</p> | <p>学校教育課 商工観光課 財政課 まちづくり課 建設課 生涯学習課</p> |
| ③公共交通機関の整備・促進 | <p>低床バスの導入やバス停・駅などのバリアフリー化、点字案内板などの設置を働きかけ、障害者の移動の円滑化を図ります。</p> | <p>健康福祉課 まちづくり課</p> |
| ④道路環境の整備・改善 | <p>障害者の安全な歩行空間を確保し、事故を防止するため、歩道の拡幅や段差・傾斜の解消、誘導ラインや点字ブロックの設置など、担当課や関係機関との調整を図りながら、幹線道路を中心とする計画的な道路環境の改善に努めます。</p> | <p>建設課</p> |
| ⑤身体障害者用駐車場の確保 | <p>身体障害者用駐車場について、多くの人が利用する場所や施設などを中心に、十分な確保に努めるとともに、必要な方が必要なときに利用できるよう、適切な利用を促進する情報提供を行い、パーキングパーミット^(注)についても周知に努めます。 公園等駐車場に関しては、現在の状況で十分利用可能と思われませんが、今後確保が必要な場合は増設します。</p> | <p>健康福祉課 まちづくり課 建設課</p> |
| ⑥選挙における配慮 | <p>投票所入口の段差へのスロープ設置や点字投票、代理投票などの制度について、広報や町のホームページなどで周知し、また、障害者が選挙に参加する機会を保障します。</p> | <p>総務課</p> |
| ⑦司法手続における配慮 | <p>司法手続の対象となった場合、権利を行使できるよう、障害者一人ひとりの特性に応じた意思疎通の手段の確保を図ります。 また、どこに行けば権利を行使できるのか、相談ができるのかという情報提供にも努めます。</p> | <p>健康福祉課</p> |

(4) 住宅環境の充実

| 取組 | 取組内容 | 担当課 |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| ①居住支援の充実 | 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づく住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の普及促進に努め、安心して生活できる住環境の支援を行います。 | 健康福祉課 建設課 |
| ②公営住宅の整備・活用 | 障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、公営住宅（町営住宅など）の段差・階段などの障壁（バリア）の解消に努めます。 | 建設課 |

(5) 防犯・防災体制の充実

| 取組 | 取組内容 | 担当課 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| ①防犯対策の推進 | 「有田町再犯防止推進計画」に基づき、罪を犯した障害者など、支援がなければ自立した社会生活を送ることが困難な人に対して、その状況に応じた保健医療・福祉サービスの利用ができるよう関連機関との連携を図ります。 また、警察や地域と連携し、障害者が犯罪などの被害に遭わないように防犯情報の提供に努め、防犯意識の啓発を図ります。 また、地域における犯罪をなくすために、地域住民の協力による防犯パトロールの実施や見守りによる防犯体制づくりを進めます。 | 健康福祉課 総務課 |
| ②防災対策の推進 | 「有田町地域防災計画」に基づき、民生委員・児童委員、消防団等と連携して、災害時の安否確認や避難対応を迅速に行えるよう、支援が必要な人の把握に努めます。 また、避難行動要支援者 ^(注) 情報の共有体制の確立や情報伝達体制の整備など、避難支援計画を推進します。特に、特別な配慮が必要な人に対し、適切な対応が行えるように町内の3つの福祉施設と協定を締結し、既存の建物を活用した福祉避難所を活用します。 | 健康福祉課 総務課 |
| ③虐待の防止 | 障害者虐待防止法に基づき、ポスター掲示等の啓発活動により虐待の防止を図るとともに、早期発見への対応を行います。 | 健康福祉課 |
| ④消費者としての保護 | 悪質な詐欺被害などから障害者を守るため、広報や町のホームページなどによる適切な情報提供や、地域での見守りなどの充実を図ります。また、必要に応じ、消費生活相談制度を活用するなど、関係機関と連携します。 | 健康福祉課 総務課 住民環境課 |

| 取 組 | 取組内容 | 担 当 課 |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| ⑤ SNS等による 犯罪からの保護 | 近年増加しているSNS等を利用した犯罪から障害者を守るため、広報や町のホームページなどによる適切な情報提供や、相談体制の充実を図ります。 | 健康福祉課 総務課 住民環境課 |
| ⑥避難所における 配慮 | 障害者差別解消法に基づき、避難場所等におけるトイレや入浴等に関して、配慮することに努めます。 | 健康福祉課 総務課 |
| ⑦「ヘルプカード」の 普及 | 障害や疾病等により周囲の人に困っていることや、手助けがほしいことをうまく伝えることができない方に、意思伝達の手段として、緊急連絡先や支援してほしい内容を記載した「ヘルプカード」を有田町でも交付しています。 特に、聴覚障害者や内部障害者、知的障害者など、一見、障害者とはわからない方が、周囲に支援を求める際に有効であるため「ヘルプカード」の普及を推進します。 | 健康福祉課 |

(6) 障害の予防・早期発見体制の推進

| 取 組 | 取組内容 | 担 当 課 |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| ①母子保健等の 充実 | 乳幼児健診や巡回相談において障害の早期発見に努めるとともに、早期の療育相談や療育指導を充実します。 また、町内関係機関及び近隣市町との連携を強化し、適切な治療や指導、訓練につなげます。 | 健康福祉課 子育て支援課 |
| ②精神疾患の早期 治療の推進 | 精神障害者やその家族に対する専門性の高いアドバイスが行えるよう、臨床心理士などによる相談の機会の周知に努めます。 また、有田町障害者生活支援センター等の関係機関と連携し、支援します。 | 健康福祉課 |
| ③生活習慣病予防 対策の推進 | 生活習慣病などの早期発見・早期治療により、重症化を予防することで障害の発生を予防します。 | 健康福祉課 |
| ④保健体制の整備 | 保健活動の体制を強化するとともに、専門職員の確保や人材の育成・資質の向上に努めます。 | 健康福祉課 |

(7) 医療・リハビリテーション等の提供

| 取 組 | 取組内容 | 担 当 課 |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| ①医療サービスの提供 | 障害者の生活の安定を図り、適切な医療を受けることができるよう、自立支援医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）や福祉医療制度などの周知を図り、障害者の医療サービスの活用を促進します。 | 健康福祉課 子育て支援課 |
| ②リハビリテーションの充実 | 障害者の自立と社会参加を支援するために、一人ひとりの状態に応じた理学療法士 ^(注) 、作業療法士 ^(注) 、言語聴覚士によるリハビリテーション ^(注) が重要です。 また、リハビリテーションを実施している関係機関との連携を図り、リハビリテーション体制の充実に努めます。 | 健康福祉課 |
| ③共生型サービスの提供 | 高齢者と障害児・障害者が同一事業所でサービスを受けられる共生型サービス ^(注) の提供について推進します。 | 健康福祉課 |

重点目標 4 保育・教育支援の充実

(1) 教育環境の充実

| 取組 | 取組内容 | 担当課 |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| ①地域教育の推進 | 障害児が住み慣れた地域で自立して生活できるよう、地域住民の障害への理解を深めるとともに、障害の有無にかかわらず交流できるような活動の充実を図ります。 | 健康福祉課 学校教育課 生涯学習課 子育て支援課 |
| ②教育体制の充実 | 障害児一人ひとりに対応できるよう、特別支援学校や小・中学校特別支援教育 ^(注) 担当教員との実践的な交流や研究会を通じて、教員の専門性を高め、学習指導の充実と向上を図ります。 | 健康福祉課 子育て支援課 学校教育課 |
| ③特別支援教育の推進 | 教育・保健・医療・福祉をはじめとする関係機関との連携とネットワークを形成し、学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉スペクトラム症など、発達障害の早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられるよう、体制づくりを行います。 | 学校教育課 |
| ④就学相談・進路指導の充実 | 本人の意向や能力、障害の状況などに応じた進路選択ができるよう、就学・就労などに関する関係機関と連携し、一人ひとりが自分に合った進路に進めるよう、就学相談・進路指導の充実に努めます。 | 子育て支援課 学校教育課 |

(2) 関係機関の連携

| 取組 | 取組内容 | 担当課 |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| ①協力・連携体制の充実 | 教育・保健・医療・福祉をはじめとする関係機関との連携、ネットワークを形成し、早期療育・教育支援体制の充実を図ります。 | 健康福祉課 学校教育課 子育て支援課 |
| ②コーディネーターの配置 | 各学校に特別支援教育コーディネーター ^(注) を配置するとともに、特別支援学校や発達障害者支援センターなど関係機関と連携し、研修会を開催するなど人材育成に努めます。 | 学校教育課 |

第3部

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

第1章 成果目標

障害者総合支援法第88条に基づく『障害福祉計画』の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標実現のための取組

入所者や家族の意向を踏まえ、地域生活への可能性を関係機関と連携の下支援を行います。また、グループホームや福祉ホームなど自立した生活に必要な障害福祉サービスを適切に利用できるよう、基幹相談支援センターなどの相談機関を強化し、ニーズや定着に必要なことを的確に捉えながら支援を行います。

■成果目標■

| 項目 | 国の基本指針 | 目標値 |
|----------|-----------------------------------------------|-----|
| 地域生活移行者数 | 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活移行することを基本とする | 2人 |
| 施設入所者数 | 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする | 37人 |

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標実現のための取組

精神障害者の程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

特に、精神障害者を取り巻く関係機関と連携し、協議を進めるとともに、本町において精神障害者が地域で自立した生活を送れるよう、自立支援の充実を図ります。

■成果目標■

| 項目 | 国の基本指針 | 目標 |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの体制整備 | 精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制整備の構築 | 地域自立支援協議会での精神部会を活用し、地域包括ケアシステムの協議を行う |
| 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 | 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とすることを基本とする | 国と県と連携しながら各圏域での平均生活日数の把握に努める |

| 活動指標 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 協議の場における保健、医療（精神科及び精神科以外の医療機関別）、福祉、介護の関係者ごとの参加者数 | 15人 | 15人 | 15人 |
| 保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び実施回数 | 2回 | 2回 | 2回 |

3 地域生活支援の充実

目標実現のための取組

障害者の重度化や高齢化、また、強度行動障害を有する者も含め、いわゆる『親なき後』を見据えて障害者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点^(注)等の充実に向けた検討を行います。

■ 成果目標 ■

| 項目 | 国の基本指針 | 目標 |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 地域生活支援拠点等の整備 | 令和8年度末までの間、各市町又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等により効果的な支援体制の構築を進め、また年1回以上は支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする | 地域自立支援協議会で地域生活支援拠点等の充実に対する協議を行う |
| 強度行動障害への支援体制整備 | 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする | 地域自立支援協議会で強度行動障害の支援に対する協議を行う |

| 活動指標 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------------------|-------|-------|-------|
| 地域生活支援拠点の設置箇所数 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 |
| 地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 強度行動障害者のニーズを把握する場の開催 | 1回 | 1回 | 1回 |

4 福祉施設から一般就労への移行等

目標実現のための取組

障害者の雇用を促進及び就労の定着ができるよう、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって就労の場の確保を図ります。

■成果目標■

| 項目 | 国の基本指針 | 目標 |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 一般就労への移行者数 (就労移行支援事業) | 令和8年度までに、令和3年度実績の1.28倍以上 | 2人 |
| 就労定着支援事業の利用数 | 令和8年度までに、令和3年度末実績の1.41倍以上 | 1人 |
| 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合 | 令和8年度において、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が、5割以上の就労移行支援事業所の割合を5割以上 | 町内に事業所がないため、設定はしていません |
| 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所 | 令和8年度における就労定着支援による就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上 | |

5 障害児支援の提供体制の整備等

目標実現のための取組

障害児の地域支援体制の充実を図るため、近隣市町の障害児通所支援事業所や重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所と連携していきます。

障害児の家族支援においても、児童発達支援センターの設置や障害児相談支援の充実等、育児に不安のある保護者等の支援に努めます。

また、医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、医療的ケア児等コーディネーターを設置し、連携を図ります。

■成果目標■

| 項目 | 国の基本指針 | 目標 |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 児童発達支援センターの設置 | 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1箇所以上設置することを基本とする | 1箇所 |
| 障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築 | 令和8年度末までに、全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする | 地域自立支援協議会で障害児の地域社会への参加・包容に向けた協議を行う |
| 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保 | 令和8年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする | 2箇所 (圏域含む) |

| 活動指標 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 児童発達支援の利用児童数 | 50人 | 50人 | 50人 |
| 放課後等デイサービスの利用児童数 | 60人 | 65人 | 70人 |
| 障害児相談支援の利用児童数 | 110人 | 115人 | 120人 |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数（有田町担当のコーディネーター） | 1人 | 1人 | 1人 |

6 相談支援体制の充実・強化等

目標実現のための取組

本町はすでに基幹相談支援センターを設置し、基幹相談支援センターは事務局として相談事業所の中核的な役割を担い、地域自立支援協議会の開催や関係機関との連携を図り、相談支援体制の充実を構築しているところです。

今後も、引き続き、相談支援体制の充実を図り、障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行います。

■成果目標■

| 項目 | 国の基本指針 | 目標 |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 相談支援体制の充実・強化等に向けた取組実施体制 | 令和8年度までに、市町村又は圏域において、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う、基幹相談支援センターを設置することを基本とする | 地域自立支援協議会で相談支援体制の充実・強化に対する協議を行う |

| 活動指標 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------------------------------------|-------|-------|-------|
| 基幹相談支援センターの設置数 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 |
| 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言回数 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 地域自立支援協議会における個別事例を通じた地域サービスの改善 | 1回 | 1回 | 1回 |

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

目標実現のための取組

障害福祉サービス等の質の向上策として、町職員に向けた障害特性や相談援助技術、障害福祉サービスの内容等の研修への参加を検討します。

■成果目標■

| 項目 | 国の基本指針 | 目標 |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築 | 令和8年度までに、都道府県や市町村において、サービスの質向上を図るための取組に係る体制構築 | 町の職員が都道府県の実施する研修等に参加する 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し事業所や関係自治体と共有するように努める |

| 活動指標 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所や関係自治体等と共有する回数 | 検討 | 1回 | 1回 |

第2章 障害福祉サービス

1 訪問系サービス

【サービスの内容】

| サービス名 | サービス内容 |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①居宅介護 (ホームヘルプ) | ホームヘルプサービスの支援が必要と判断された障害者の自宅にヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯及び掃除等の家事援助、通院時の介助を行います。 |
| ②重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者の自宅にヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動支援等を総合的にを行います。 |
| ③同行援護 | 視覚障害により、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。 |
| ④行動援護 | 知的障害・精神障害による行動上著しい困難があり、常時介護を要する人に対してヘルパーを派遣し、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の支援を行います。 |
| ⑤重度障害者等 包括支援 | 障害支援区分6（児童については区分6に相当する心身の状態）で意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び旧法施設支援（通所によるものに限る）を包括的に提供します。 |

| | 単位 | 第7期（見込み） | | |
|---------------|--------|----------|-------|-------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ①居宅介護（ホームヘルプ） | 実人数 | 40 | 40 | 40 |
| | 利用日数/月 | 350 | 350 | 350 |
| ②重度訪問介護 | 実人数 | 2 | 2 | 2 |
| | 利用日数/月 | 50 | 50 | 50 |
| ③同行援護 | 実人数 | 8 | 8 | 8 |
| | 利用日数/月 | 30 | 30 | 30 |
| ④行動援護 | 実人数 | 3 | 3 | 3 |
| | 利用日数/月 | 30 | 30 | 30 |
| ⑤重度障害者等包括支援 | 実人数 | 0 | 0 | 0 |
| | 利用日数/月 | 0 | 0 | 0 |

【見込量の定め方】

訪問系サービスの見込量は、令和5年度の実績（見込みを含む）と利用者の増減を踏まえ、サービス見込量を算出しています。

【支援の方向性】

訪問系サービスの見込量は、令和5年度の実績（見込みを含む）と利用者の増減を踏まえ、サービス見込量を算出しています。

2 日中活動系サービス

【サービスの内容】

| サービス名 | サービス内容 |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①生活介護 | 常時介護が必要であり、障害支援区分3以上である人又は年齢50歳以上で障害支援区分2以上である人を対象に、昼間に入浴・排せつ・食事などの介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 |
| ②自立訓練（機能訓練） | 自立した地域生活を営むことができるよう、支援が必要な身体障害者を対象に、一定期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練を行います。 |
| ③自立訓練（生活訓練） | 自立した地域生活を営むことができるよう、支援が必要な知的障害者・精神障害者を対象に、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。 |
| ④就労移行支援 | 一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて一般企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。 |
| ⑤就労継続支援（A型） | 一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。 |
| ⑥就労継続支援（B型） | 一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約なしで、職業訓練を中心とした活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。 |
| ⑦就労定着支援 | 一般就労した障害者の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。 |
| ⑧療養介護 | 病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、障害支援区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、障害支援区分5以上である筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者を対象に、主に昼間に医療機関における機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の援助を行います。 |
| ⑨短期入所（福祉型・医療型） | 日常の介護者が病気等の場合、障害者支援施設等への一時的な入所により、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを行います。 福祉型は障害者支援施設等、医療型は病院、診療所、介護老人保健施設において実施します。 |

【サービスの見込量】

| | 単位 | 第7期（見込み） | | |
|--------------------|--------|----------|-------|-------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ①生活介護 | 実人数 | 65 | 65 | 65 |
| | 利用日数/月 | 1,400 | 1,400 | 1,400 |
| ②自立訓練（機能訓練） | 実人数 | 2 | 2 | 2 |
| | 利用日数/月 | 8 | 8 | 8 |
| ③自立訓練（生活訓練） | 実人数 | 3 | 3 | 3 |
| | 利用日数/月 | 12 | 12 | 12 |
| ④就労移行支援 | 実人数 | 4 | 4 | 4 |
| | 利用日数/月 | 16 | 16 | 16 |
| ⑤就労継続支援（A型） | 実人数 | 35 | 35 | 35 |
| | 利用日数/月 | 420 | 420 | 420 |
| ⑥就労継続支援（B型） | 実人数 | 100 | 100 | 100 |
| | 利用日数/月 | 1,600 | 1,600 | 1,600 |
| ⑦就労定着支援 | 実人数 | 1 | 1 | 1 |
| ⑧療養介護 | 実人数 | 7 | 7 | 7 |
| ⑨短期入所 （福祉型・医療型） | 実人数 | 20 | 20 | 20 |
| | 利用日数/月 | 200 | 200 | 200 |

【見込量の定め方】

各事業の見込量は、本町の人口動向や利用実績及び利用ニーズ、サービス提供事業所の動向など新たなサービス利用者も想定し算出しています。

【支援の方向性】

訪問系サービスと同様に福祉サービス事業所等と連携し、情報の共有しやすい体制づくりを推進します。また、就労継続支援A型とB型に関しては、年々利用者の増加が見受けられます。

障害者の社会参加や就労が強化できるような支援体制を構築し、雇用促進を図ります。

また、他事業に関しても、利用者が安心してより質の高いサービスを受けることができるように支援します。

3 居住系サービス

【サービスの内容】

| サービス名 | サービス内容 |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①共同生活援助 (グループホーム) | 夜間や休日、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。 |
| ②施設入所支援 | 自立訓練若しくは就労移行支援の対象者のうち単身での生活が困難な人、交通事情等により通所が困難な人、又は生活介護の対象となっている障害者を対象に、施設に入所して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| ③自立生活援助 | 障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等に、理解力、生活力等を補うため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や利用者からの相談・要請に応じた随時の対応を行います。 |

【サービスの見込量】

| | 単位 | 第7期（見込み） | | |
|------------------|-----|----------|-------|-------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ①共同生活援助(グループホーム) | 実人数 | 60 | 60 | 60 |
| ②施設入所支援 | 実人数 | 39 | 38 | 37 |
| ③自立生活援助 | 実人数 | 7 | 7 | 7 |

【見込量の定め方】

共同生活援助（グループホーム）の見込量は、利用実績及び利用ニーズ、サービス提供事業者の動向、施設退所者などの新たなサービス利用者を想定して算出しています。

施設入所支援の見込量は、利用実績及び利用ニーズ、また、施設入所者数に係る成果目標値を勘案して算出しています。

自立生活援助の見込量は、特に精神障害者の地域移行者が増加傾向にあるため、利用実績及び利用ニーズを勘案し算出しています。

【支援の方向性】

障害者の地域移行が重要視されていく中で、共同生活援助（グループホーム）は、知的障害者や精神障害者が安心して、地域の中で自立した生活を送るのに必要な支援・介護を受けながら暮らす生活の場として、整備の必要性が高まっています。

また、施設入所支援については、認定審査を通じて決定する障害支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう、入所利用の適正化と広域的な施設利用の視点を含めた支援に努めます。

ひとり暮らしなど地域で独立生活をはじめた障害者に対して、巡回訪問などを行い、生活上の困りごとの相談を聞き、安心して自立生活ができるように支援します。

4 相談支援

【サービスの内容】

| サービス名 | サービス内容 |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①計画相談支援 | 障害福祉サービスを利用するすべての障害者を対象に、支給決定又は支給決定の変更前にサービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリング ^(注) を行います。 |
| ②地域移行支援 | 障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与します。 |
| ③地域定着支援 | 施設や病院から地域生活へ移行した障害者やひとり暮らしへ移行した障害者などが、安定的に地域生活を営めるよう、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に対して常時の相談など必要な便宜を供与します。 |

【サービスの見込量】

| | 単位 | 第7期（見込み） | | |
|---------|----|----------|-------|-------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ①計画相談支援 | 人数 | 960 | 960 | 960 |
| ②地域移行支援 | 人数 | 5 | 5 | 5 |
| ③地域定着支援 | 人数 | 5 | 5 | 5 |

【見込量の定め方】

計画相談支援等の見込量は、利用実績及び利用ニーズを勘案し、新たなサービス利用者の想定を行い算出しています。

【支援の方向性】

支援の要件を満たす障害者が、ニーズに応じた障害福祉サービスを利用できるよう、サービス利用計画の作成を行います。また、地域移行や地域定着の支援を進めるため、相談支援の充実を図ります。そのためにも、町内の関係事業所と蜜に情報の共有を行い、生活のしづらさを感じている障害者を早期発見し、福祉サービスにつなげられるよう支援します。

第3章 地域生活支援事業

1 理解促進研修・啓発事業

【サービスの内容】

障害者が日常生活及び社会生活を送る上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修・啓発を通じて働きかけを強化することにより地域共生社会の実現を図る事業です。

【サービスの見込み】

| | 単位 | 第7期（見込み） | | |
|-------------|-------|----------|-------|-------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施の有無 | ○ | ○ | ○ |

※実施の場合は○

【支援の方向性】

障害者への理解を深めるために町民向けの手話講習会の開催や、障害のある人の差別解消に関する啓発、援助が必要な方のための「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」の配布を実施します。

2 自発的活動支援事業

【サービスの内容】

障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者とその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援することにより、地域共生社会の実現を図る事業です。

【サービスの見込み】

| | 単位 | 第7期（見込み） | | |
|-----------|-------|----------|-------|-------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 自発的活動支援事業 | 実施の有無 | ○ | ○ | ○ |

※実施の場合は○

【支援の方向性】

障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、有田町社会福祉協議会が開催される災害対策やボランティア活動を推進し支援に努めます。

3 相談支援事業

【サービスの内容】

障害者とその保護者又は障害者の介護を行う者などからの相談に応じ、関係機関と連携を図りながら、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、障害者が自立した日常生活又は社会生活が営めるようにする事業です。

【実施体制】

| | | |
|-----------------|------|--------------------|
| 障害者相談支援事業 | 実施形態 | 町単独 |
| | 実施者 | 委託（有田町障害者生活支援センター） |
| 伊万里・有田地域自立支援協議会 | 実施形態 | 広域（有田町・伊万里市） |

【サービスの見込み】

| | 単位 | 第7期（見込み） | | |
|-----------|-------|----------|-------|-------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 相談支援事業 | | | | |
| 障害者相談支援事業 | 実施箇所数 | 1 | 1 | 1 |
| 地域自立支援協議会 | 実施の有無 | ○ | ○ | ○ |

※実施の場合は○

【支援の方向性】

障害の種類や立場の違いにかかわらず、誰もが安心して相談することができるよう、有田町障害者生活支援センターを中心に関係相談事業所と情報共有等の連携を強化しながら、相談体制の構築を図ります。

また、伊万里・有田地域自立支援協議会の重要性を再認識し、医療・福祉・教育・就労など障害者が生活していく中で関わるすべての関係機関が、障害者が地域で安心して生活できるような環境づくりを行えるよう努めます。

4 成年後見制度利用支援事業

【サービスの内容】

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者等に対し、同制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図る事業です。

【サービスの見込量】

| | 単位 | 第7期（見込み） | | |
|--------------|-------|----------|-------|-------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 実利用者数 | 2 | 3 | 4 |

【支援の方向性】

成年後見制度の申立て（2親等以内の親族の存在が明らかでも支援が見込まれない場合に、町長が申立てできるため）や、申立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

5 成年後見制度法人後見支援事業

【サービスの内容】

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施に向けた組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

【サービスの見込量】

| | 単位 | 第7期（見込み） | | |
|----------------|-------|----------|-------|-------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施の有無 | 検討 | 検討 | 検討 |

※実施の場合は○

【支援の方向性】

権利擁護を図るために、成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人が確保できるよう、体制の整備をするように努めます。

6 意思疎通支援事業

【サービスの内容】

聴覚及び音声・言語機能障害者に対して、社会生活におけるコミュニケーション手段の確保を支援するため、要約筆記奉仕員や手話通訳者を派遣することにより、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行う事業です。

【実施体制】

| | | |
|-----------|------|----------------|
| 手話通訳者派遣事業 | 実施形態 | 町単独 |
| | 実施者 | 委託（佐賀県聴覚障害者協会） |

【サービスの見込み】

| | 単位 | 第7期（見込み） | | |
|-----------|-------|----------|-------|-------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 意思疎通支援事業 | | | | |
| 手話通訳者派遣事業 | 実利用者数 | 2 | 2 | 2 |

【支援の方向性】

聴覚及び音声・言語機能障害者の外出機会や社会参加、日常生活の中での重要な事業であるため、適切に利用ができるよう努めます。

7 日常生活用具給付等事業

【サービスの内容】

障害者に対して、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る事業です。

【サービスの見込み】

| | 単位 | 第7期（見込み） | | |
|-------------|-------------|----------|-------|-------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 日常生活用具給付等事業 | | | | |
| 介護・訓練支援用具 | 延件数 （/年） | 15 | 15 | 15 |
| 自立生活支援用具 | | 5 | 5 | 5 |
| 在宅療養等支援用具 | | 4 | 4 | 4 |
| 情報・意思疎通支援用具 | | 10 | 10 | 10 |
| 排泄管理支援用具※ | | 600 | 600 | 600 |
| 住宅改修費 | | 5 | 5 | 5 |

※排泄管理支援用具は、1か月分を1件とする。

【支援の方向性】

障害者が自立した日常生活を送るため、日常生活用具の利用希望者に対して、支援の充実を図ります。

また、サービスの周知を図り、障害の種類や程度、身体の状態など、一人ひとりの特性に合った適切な日常生活用具の給付と継続的な支援に努めます。

8 手話奉仕員養成研修事業

【サービスの内容】

聴覚障害者との交流活動の促進、市町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）を養成し、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする事業です。

【実施体制】

| | | |
|-------------|------|----------------|
| 手話奉仕員養成研修事業 | 実施形態 | 町単独 |
| | 実施者 | 委託（佐賀県聴覚障害者協会） |

【サービスの見込み】

| | 単位 | 第7期（見込み） | | |
|-------------|------|----------|-------|-------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 修了者数 | 10 | 10 | 10 |

【支援の方向性】

手話奉仕員養成研修事業等を開催し、聴覚障害者との交流活動の促進、市町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員の養成に努めます。

9 移動支援事業

【サービスの内容】

屋外での移動が困難な障害者に対して、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加を目的とした外出のための支援を行います。

【実施体制】

| | | |
|--------|------|-------------------|
| 移動支援事業 | 実施形態 | 町単独 |
| | 実施者 | 委託（指定障害福祉サービス事業者） |

【サービスの見込み】

| | 単位 | 第7期（見込み） | | |
|--------|---------|----------|-------|-------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 移動支援事業 | 実利用者数 | 10 | 10 | 10 |
| | 延時間（／年） | 170 | 170 | 170 |

【支援の方向性】

障害者の社会参加や余暇活動を促すため、安全で適切なサービスを提供できるように努めます。

10 地域活動支援センター事業

【サービスの内容】

障害者が通いで、地域の実情に応じて、創作的活動や生産活動、社会との交流の促進等の機会を提供する事業です。

【サービスの見込量】

| | 単位 | 第7期（見込み） | | |
|--------------|-------|----------|-------|-------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 地域活動支援センター事業 | | | | |
| 地域活動支援センター事業 | 実施箇所数 | 検討 | 検討 | 検討 |

【支援の方向性】

現在のところ実施はしていませんが、地域の実情を把握し、障害者のニーズに応えることができるように関係機関と情報を共有しながら支援に努めます。

11 その他事業

【サービスの内容】

町の判断により、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。

| サービス名 | サービス内容 |
|-------------|-------------------------------------------------------|
| ①福祉ホーム事業 | 福祉ホームの運営事業者に対する補助事業 |
| ②訪問入浴サービス事業 | 簡易浴槽を対象者の自宅に運搬、設置し入浴サービスを提供する事業 |
| ③日中一時支援事業 | 障害者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を確保する事業 |

【実施体制】

| | | |
|------------------------|------|----------------|
| 訪問入浴サービス事業 日中一時支援事業 | 実施形態 | 町単独 |
| | 実施者 | 委託（指定障害福祉サービス） |

【サービスの見込量】

| | 単位 | 第7期（見込み） | | |
|-------------|---------|----------|-------|-------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| その他の事業 | | | | |
| ①福祉ホーム事業 | 件数 | 2 | 2 | 2 |
| ②訪問入浴サービス事業 | 実利用者数 | 2 | 2 | 2 |
| | 延回数（／年） | 96 | 96 | 96 |
| ③日中一時支援事業 | 実施箇所数 | 9 | 9 | 9 |
| | 実利用者数 | 5 | 5 | 5 |
| | 延件数（／年） | 200 | 200 | 200 |

【支援の方向性】

事業内容の周知に努めるとともに、事業の利用促進を図り、障害者とその家族の支援に努めます。

また、障害者とその家族のニーズを把握し、障害の特性や状態に合わせた適切なサービス量が提供できるよう、福祉サービス事業者と連携して必要なサービス量の確保に努めます。

第4章 障害児福祉計画

第2期障害児福祉計画（令和3(2021)年度～令和5(2023)年度）では、児童福祉法及び障害者総合支援法の一部改正に基づき、国の指針に準拠し、成果目標を設定して「巡回支援専門員整備事業」など、新たな取組を進めてきました。本計画でも「発達障害児及び家族等支援事業」など、発達障害児に対する取組を含めた障害児福祉計画を策定します。

1 障害児通所支援

【サービスの内容】

| サービス名 | サービス内容 |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①児童発達支援 | 障害児（未就学）を対象とした通所訓練で、日常生活における基本的な動作の指導、知識的技能の付与、集団生活への適応訓練などの必要な支援を行います。 |
| ②放課後等デイサービス | 主に小学生から高校生までの学校に通っている障害児が、学校の帰りや夏休みなどの長期休暇に利用する訓練で、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。 |
| ③保育所等訪問支援 | 保育所等に定期的に訪問し、障害児やスタッフに対して、集団生活に適応するための専門的支援を行います。 |
| ④医療型児童発達支援 | 上肢、下肢又は体幹機能の障害児に対する児童発達支援及び治療を行います。 |
| ⑤居宅訪問型児童発達支援 | 障害児通所支援を利用するための外出することが著しく困難な障害児に、発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。 |

【サービスの見込量】

| | 単位 | 第3期（見込み） | | |
|--------------|--------|----------|-------|-------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ①児童発達支援 | 実人数 | 50 | 50 | 50 |
| | 利用日数/月 | 260 | 260 | 260 |
| ②放課後等デイサービス | 実人数 | 60 | 65 | 70 |
| | 利用日数/月 | 480 | 520 | 560 |
| ③保育所等訪問支援 | 実人数 | 4 | 4 | 4 |
| | 利用日数/月 | 1 | 1 | 1 |
| ④医療型児童発達支援 | 実人数 | 0 | 0 | 0 |
| | 利用日数/月 | 0 | 0 | 0 |
| ⑤居宅訪問型児童発達支援 | 実人数 | 1 | 1 | 1 |
| | 利用日数/月 | 1 | 1 | 1 |

【見込量の定め方】

障害児通所支援の見込量は、児童の数、利用実績及び利用ニーズサービス提供事業者の動向などを想定し算出しています。

【支援の方向性】

子育て支援施策との連携を図りながら、障害児通所支援の利用実態及びニーズの把握を行い体制整備の促進を図っていきます。また、保育や教育現場との連携も図り、障害児やその家族が安心して過ごせる環境整備の促進に努めます。

2 障害児相談支援

【サービスの内容】

| サービス名 | サービス内容 |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| ①障害児相談支援 | 障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います。 |
| ②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 | 県で行う養成研修を受講したコーディネーターを配置し、医療・福祉・保育所・学校等と連携しながら、医療的ケア児に対する周知を図ります。 |

【サービスの見込み】

| | 単位 | 第3期（見込み） | | |
|------------------------------------|------|----------|-------|-------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ①障害児相談支援 | 実人数 | 110 | 115 | 120 |
| ②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 | 配置人数 | 1 | 1 | 1 |

【見込みの定め方】

見込みは、利用実績及び利用ニーズを想定し算出します。

【支援の方向性】

児童や保護者のニーズに応じた障害児通所支援が利用できるように、相談に応じ、サービス利用計画の作成を行います。医療的ケア児については、コーディネーターと連携を図りながら適切な支援につなげていきます。

3 その他の支援

【サービスの内容】

| サービス名 | サービス内容 |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①巡回支援専門員整備事業 | 保育所や放課後児童クラブ等の子ども、その親が集まる施設や場への巡回等支援を実施し、障害が気になる段階から支援を行うための体制の整備を図ります。また、保育所や学校、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、発達障害児等の福祉の向上に努めます。 |
| ②発達障害児及び家族等支援事業 | 家族が子どもの発達障害の特性を理解し、適切に対応するための知識や方法を身につけられるように、研修等を開催することで、家族や本人の生活の質の向上を図ります。 |

【支援の方向性】

発達障害等に関する知識を有する専門員による巡回支援を行うことで、障害の早期発見・早期対応を図るとともに保育士等のスキルの向上に努めます。また、保護者に子どもへの関わり方を学んでもらい、子育ての悩みを軽減していきます。

4 子ども・子育て支援等の定量的な目標の設定

【定量的な目標設定】

| | 単位 | 第3期（見込み） | | |
|-------------|-----|----------|-------|-------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 保育所 | 実人数 | 2 | 2 | 2 |
| 認定こども園 | 実人数 | 2 | 2 | 2 |
| 放課後児童健全育成事業 | 実人数 | 32 | 32 | 32 |

【見込量の定め方】

見込量は、利用実績及び利用ニーズを想定し算出しています。

【支援の方向性】

障害のある子どもの入所利用希望があった場合は、障害の状態や必要とされる支援を聞き取り安全な受入れに努めます。事業所は受入れのため職員を加配し、町は補助金により支援します。

また、放課後に児童の学年や発達段階に応じた、主体的な遊びと生活が可能になるよう、自主性、社会性の向上、基本的な生活習慣の確立等の健全な育成に向けた支援を行います。

第5章 成年後見制度の利用促進 (成年後見制度利用促進基本計画)

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28(2016)年法律第 29 号）第 14 条に基づき、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが共生社会の実現に資することからの『成年後見制度利用促進基本計画』を障害福祉計画及び障害児福祉計画と一体的に策定します。

1 計画の目的

判断能力が十分でなく一人で選択・決定することが難しい状態であっても、住み慣れた地域でその人らしい生活を継続することができるようにすることを目的とします。

2 計画の目標

成年後見制度を必要とする人が利用しやすくなるように、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及びその中核的な役割担う中核機関（有田町権利擁護・あんしんサポートセンター）の運営を円滑に実施できるような体制整備を強化します。

3 具体的な支援

①権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

利用者と後見人を支えるチームを支援するなど、成年後見制度の利用を促進するため、既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた新たな仕組みとして、地域連携ネットワークを構築します。

このネットワークにおいては 1) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援、2) 早期の段階からの相談・対応体制の整備、3) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築という 3 つの役割を担うことを念頭に、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能の 4 つの機能を段階的・計画的に整備し、不正防止の効果を高める体制の構築に努めます。

ア) 利用者と後見人を支えるチームの形成

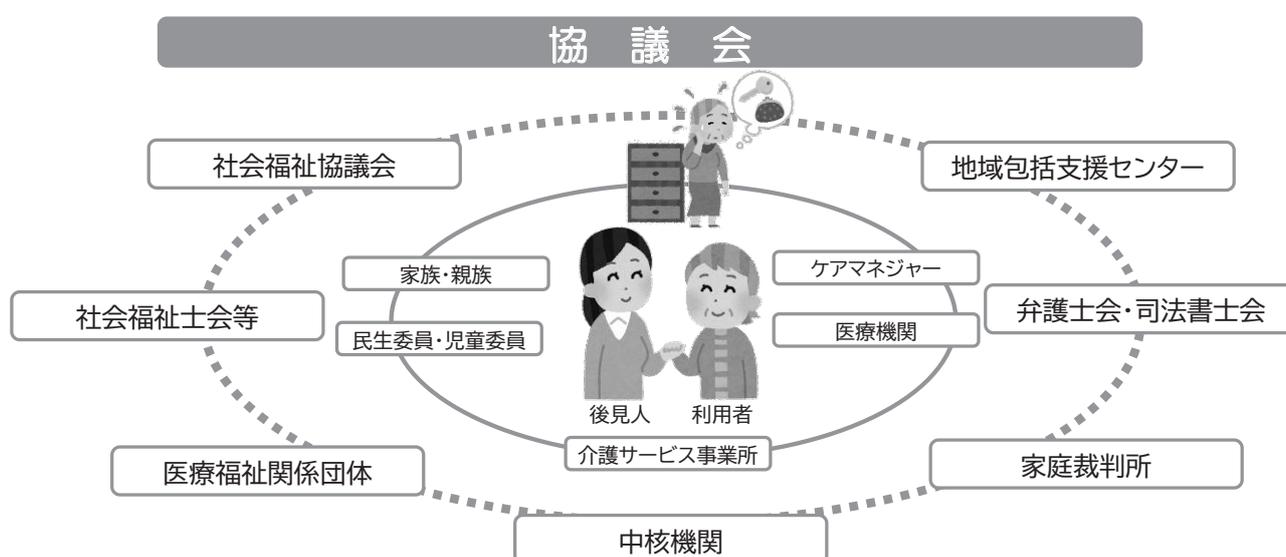
利用者に身近な親族と、福祉・医療、地域等の関係者と後見人がチームとなって、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制づくりを検討していきます。

イ) 協議会の開催

成年後見等開始前後を問わず、個々のケースに対応する『チーム』に対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、既存の組織を生かしながら、各種専門団体や関係機関の協力・連携強化を図る協議会の開催を年に1回以上開催し、地域課題の抽出を行い、地域において成年後見制度等の利用を促進するための情報交換並びに共有の場とします。

ウ) 成年後見制度利用促進の中核となる機関の設置・運営

本町では、令和4年7月より中核機関（有田町権利擁護・あんしんサポートセンター）の設置を行いました。このセンターには成年後見制度利用促進を第1目標として、上記に記載してある4つの機能を段階的・計画的に整備し、不正防止の効果を高める体制の構築に努めます。



② 成年後見制度の広報・啓発活動の強化

成年後見制度について、広報や町のホームページを通じての啓発、既存の各団体・機関を生かしてパンフレットの配布や講演会の開催など、成年後見制度に関する理解を深められるよう、広報活動を強化します。

③ 後見人等の担い手の確保

親族後見人等への情報提供や相談対応による後見人等の支援、地域住民の自主活動を通じた市民後見人の育成について検討していきます。

第4部

計画の推進体制

第1章 サービス利用支援体制の整備

1 制度・サービスに関する情報提供の充実

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、制度・サービスに関する情報提供が重要です。本計画、広報や町のホームページ等を活用し、情報提供の充実に努めます。

また、障害者のみならず、町民にも障害への理解を促進するために、定期的な情報提供に努めます。

2 人材の確保、育成と資質の向上

サービスの提供に係る人材の質と量を共に確保するために、県や関係機関との連携を図り、合同就労説明会の開催や研修会の参加などによる人材の確保、育成、資質の向上に努めます。

3 地域資源の有効活用

障害者諸団体やボランティア団体、NPO法人^(注)等に対し、自主的・積極的な活動を支援します。

また、各団体やNPO法人等の横のつながりを強化し、情報共有などをしながら協力体制を築き、障害者を地域全体で支える体制づくりを推進します。

4 事業者の参入促進

利用者のニーズに対応できるよう、事業者との連携や情報共有により、事業者の参入促進を図ります。

第2章 計画の推進・評価体制

1 関係機関等との連携

障害者が住み慣れた地域で共に生活し、活動できる社会を実現していくためには、行政による対応だけでなく、町民をはじめ、障害者団体、ボランティア団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの多くの地域関係団体・機関の参加と行動が不可欠です。それらの関係団体・機関と相互に連携を図り、計画を推進していきます。

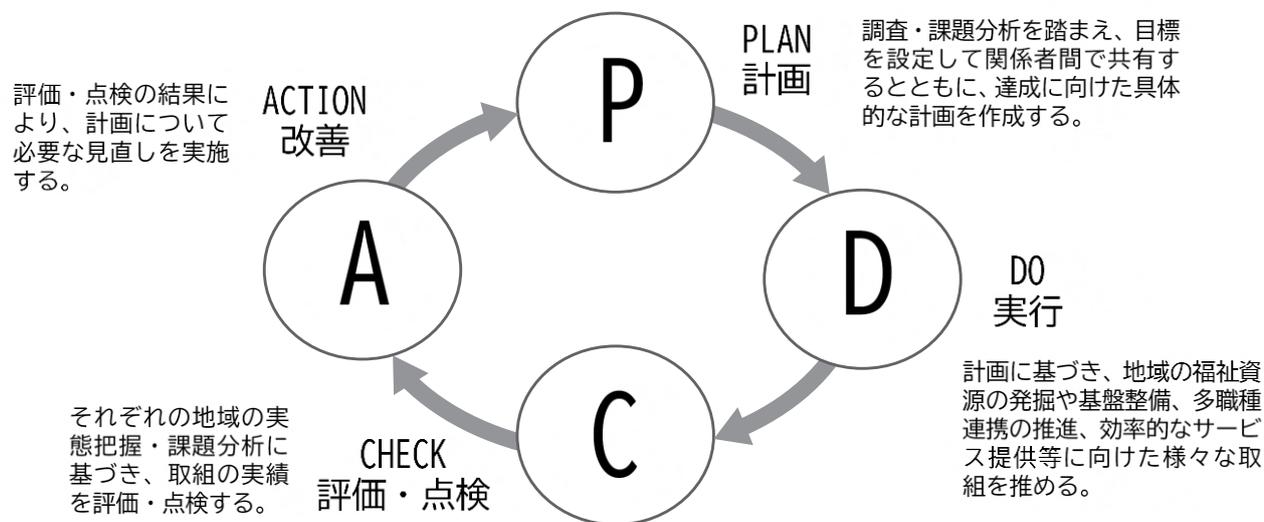
2 庁内推進体制の整備

複雑・多様化する施策ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、庁内関係各課で連携を図り、一体となって各種施策を推進していきます。

また、総合計画をはじめ、子ども・子育て支援事業計画や高齢者福祉計画等との整合性を図り、総合的な施策の展開を推進していきます。

3 PDCAサイクルによる計画の推進

本計画におけるサービス見込量や数値目標の達成状況については、検証と評価を行うとともに、「有田町障害者プラン及び障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会」に報告し、計画の達成に必要な施策に対する助言や提言をいただきます。また、前記の助言や提言を尊重しつつ、Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価と点検）・Action（改善）の管理手法をとりながら、計画的な福祉施策を推進します。



資料編

1 有田町障害者プラン及び障害福祉計画・障害児福祉計画 策定委員会設置要綱

令和2年訓令第11号

(設置)

第1条 有田町における障害者のための施策に関する基本的計画並びに障害保健福祉サービスの質の向上及び円滑な提供を推進するための計画（以下「計画」という。）を策定するため、有田町障害者プラン及び障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画策定にあたってその内容を審議検討し、意見を述べ、又は助言等を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、17人以内の委員で組織する。

2 委員は別表に掲げるものの中から町長が委嘱し、又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。ただし、委員選任後最初の会議は、町長が招集する。

(任期)

第6条 委員会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定完了の日までとする。

(報酬等)

第7条 委員会の委員には、別に定めるところにより報酬及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 番号 | 団体名等 |
|----|--------------|
| 1 | 議会 |
| 2 | 医師会 |
| 3 | 区長会 |
| 4 | 民生委員児童委員協議会 |
| 5 | 社会福祉協議会 |
| 6 | 住民代表（公募） |
| 7 | 住民代表（公募） |
| 8 | 障害者又は障害児施設代表 |
| 9 | 障害者生活支援センター |
| 10 | 有田町ボランティア協会 |
| 11 | 有田町身体障害者福祉協会 |
| 12 | 有田町手をつなぐ育成会 |
| 13 | 障害者相談員 |
| 14 | 精神保健福祉ボランティア |
| 15 | 障害児保護者代表 |
| 16 | 伊万里保健福祉事務所 |
| 17 | 副町長 |

2 有田町障害者プラン及び障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会

| | 団体名等 | 氏名 | 備考 |
|----|-----------------|--------|----------------------|
| 1 | 有田町議会文教厚生常任委員長 | 藤 誠一郎 | |
| 2 | 有田町医師会 | 石井 善智 | |
| 3 | 有田町総区長会会長 | 林 義央 | |
| 4 | 有田町民生委員児童委員協議会 | 中山 新 | 副委員長 |
| 5 | 有田町社会福祉協議会主幹 | 山崎 浩久 | |
| 6 | 住民代表 | 草野 正雄 | |
| 7 | 住民代表 | 廣 久子 | |
| 8 | こども発達支援ルームぴあるーと | 武重 大輔 | |
| 9 | 有田町障害者生活支援センター | 廣 知徳 | 委員長 |
| 10 | ボランティア協会会長 | 福島 スミ子 | |
| 11 | 身体障害者福祉協会会長 | 平川 幸雄 | |
| 12 | 手をつなぐ育成会会員 | 山川 美樹 | |
| 13 | 障害者相談員 | 門井 孝 | |
| 14 | 精神保健福祉士 | 副島 慶子 | |
| 15 | 障害児保護者代表 | 渡邊 亜季 | |
| 16 | 伊万里保健福祉事務所 副所長 | 大川内 康 | R5・7・1～ R5・12・24 |
| | | 橋本 岳 | R5・12・25～ R6・3・31 |
| 17 | 副町長 | 福田 政美 | |

3 計画策定の経緯

| 時 期 | 概 要 |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年8月22日 | 第1回策定委員会 (1) 計画の策定にあたって (2) 計画策定スケジュール (3) アンケートについて |
| 令和5年10月 | 障害福祉サービスに関するアンケート調査を実施 事業所アンケート調査を実施 |
| 令和5年11月30日 | 第2回策定委員会 (1) 障害福祉サービスに関するアンケート調査結果報告書について (2) 事業所アンケート調査結果報告書について (3) 有田町障害者プラン及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の骨子案について |
| 令和6年2月7日 | 第3回策定委員会 (1) 前回からの修正点について (2) 有田町障害者プラン及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の素案について |
| 令和6年2月13日～ 令和6年2月27日 | パブリックコメント実施 |
| 令和6年3月14日 | 第4回策定委員会 (1) 前回からの修正点について (2) パブリックコメントの報告 (3) 有田町障害者プラン及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の最終案について |

4 用語解説

【あ行】

| | |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| NPO法人 | 社会的な活動を行う民間組織で、利潤目的ではなく社会的な目的を持つ組織のこと。 |
| SDGs（持続可能な開発目標） | 「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標のこと。 |

【か行】

| | |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学習障害（LD） | 基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しく困難を示す様々な障害を指す。平成17年度から施行された発達障害者支援法により発達障害として定義され、総合的な支援が進められている。 |
| 共生型サービス | 高齢者と障害児・障害者を一緒にデイサービスやショートステイで受け入れたり、同じ事業所からホームヘルプサービスを提供したりできるようになるサービスのこと。 |
| ケアマネジメント | 障害者の地域における生活を支援するために、利用者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法。 |
| 権利擁護 | 生活の様々な場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者及び障害者が、安心して日常生活が送れるよう、弁護又は擁護すること。 |
| 合理的配慮 | 障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて、必要かつ合理的な範囲で対応すること。 |

【さ行】

| | |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 作業療法士 | 心身の障害のある人に対して、主体的な生活の実現を図るため、諸機能の回復・維持及び開発を促す作業活動を用いて、治療・訓練・指導及び援助を行う専門職。 |
| 自閉症 | 3歳位までにあらわれ、主な特徴としては、言葉の意味が理解できず共感的なコミュニケーションがとれない、興味や関心の対象が限定されて同じような行動を反復する、周囲のわずかな変化にもおそれや苦痛を感じやすいことなどがあげられる。近年、脳の中樞神経の機能障害により起こると想定されるようになった。 |

| | |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社会的障壁 | 障害者にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。 |
| 障害者週間 | 平成 16 年の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に、従来の「障害者の日」（12月9日）に替わるものとして設定された。 |
| 障害者就業・生活支援センター | 就業や職場への定着が困難な障害者を対象に、身近な地域で、福祉・教育・就労等の関係諸機関との連絡調整を積極的に行いながら、就業・日常生活・社会生活上の支援を一体的に提供する施設。都道府県知事の指定を受けて事業を実施している。 |
| 障害者トライアル雇用 | 障害者に対する知識や雇用経験が浅い事業所を中心に、試行期間として雇用してもらい、障害者雇用の機会を拡大していこうとするもの。期間は原則として3か月で、労働基準法などの労働関係法令に基づき事業主と障害者との間で雇用契約を結び、労働保険などが適用される。 |
| 障害児福祉手当 | 20歳未満の在宅の重度障害のある子どもに対して、その福祉の向上を図る目的で、障害のために必要とする精神的・物理的な特別の負担の軽減の一助として支給される手当。 |
| 情報アクセシビリティ | 誰もが様々な情報にアクセスしやすくするための技術、施策、対策などを総称する用語。 |
| ジョブコーチ制度 | 障害者が職場に適応し、定着できるよう、就職の前後を通じて職場などに出向いて直接支援を行うほか、事業主などに対しても必要な助言をする職場適応援助者制度のこと。 |
| 身体障害者手帳 | 身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。障害程度により1級から6級に区分される。 |
| 人権週間 | 12月10日は国連が定めた「人権デー」。日本では、この日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、全国的に人権啓発活動を展開している。 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。障害程度により1級から3級に区分され、有効期間は2年間。 |

【た行】

| | |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域共生社会 | 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」と「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すもの。 |
| 地域生活支援拠点 | 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域における障害者（児）の生活を支援するために相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた拠点。 |
| 地域自立支援協議会 | 相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉サービスに関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置する。中立・公平な相談支援事業の実施、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善などが主な機能としてあげられる。 |
| 地域包括ケアシステム | 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の特性に応じて構築する包括的な支援・サービス提供体制のこと。 |
| 注意欠陥多動性障害（ADHD） | 主に児童期に発生し、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力又は衝動性・多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすなどの特徴がみられる。 |
| 特別支援学校 | 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）が、幼稚園、小・中学校又は高等学校に準じた教育を受けることができ、学習上又は生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校。 |
| 特別支援教育 | 従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。 |
| 特別支援教育コーディネーター | 学校内、又は福祉・医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは、保護者に対する学校の窓口の役割を担う者として学校に配置する教育的支援を行う人。 |
| 特別児童扶養手当 | 20歳未満で精神又は身体に中程度以上の障害を有する児童を、家庭で監護、養育している父母等に対して支給される手当。 |
| 特別障害者手当 | 障害者の所得保障の一環として、自立生活の基盤を確立するために、在宅の20歳以上の重度障害者に対し、その障害による負担の軽減を図るために支給される手当。 |

【な行】

| | |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 難病 | 原因不明、治療法未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病とされている。 |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

【は行】

| | |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| パーキングパーミット | 身障者用駐車場を必要とする人に共通する利用証を交付することで、駐車場を利用しやすくする制度。 |
| バリアフリー | 障害者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差などの物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。 |
| ハローワーク（公共職業安定所） | 職業安定法により政府が組織・設置する機関で、職業紹介・職業指導・雇用保険業務等を行う。 |
| 避難行動要支援者 | 必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることに支援を必要とする者。 |
| 福祉的就労 | 一般就労が困難な障害者が、各種の授産施設（心身上の理由や世帯の事情による就業困難者に、就労や技能修得のための機会を与え、自立を助長することを目的とする施設）や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。 |
| 法定雇用率 | 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から、障害者の数を減じて得た数により、不足数を算出した結果が0.0となることをもって法定雇用率達成となる。 |

【ま行】

| | |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 民生委員・児童委員 | 民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談・助言・援助、福祉サービス事業者又は社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。 |
| モニタリング | 各種計画等の効果や達成度について分析し、評価すること。状況の変化に応じて計画の修正が必要になる。 |

【や行】

| | |
|------------|-------------------------------------------------------------------------|
| ユニバーサルデザイン | 障害者だけを対象とするのではなく、すべての人にとって使いやすいよう製品、環境、情報などをデザインするという考え方。 |
| 要約筆記奉仕員 | 聴覚障害者に対して、話の内容をその場で文章にして伝える筆記通訳者のこと。大会等の場において講演内容等を要約筆記するほか、広報活動等に協力する。 |
| ヤングケアラー | 法令上の定義はなく、一般的に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもをいう。 |

【ら行】

| | |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 理学療法士 | 理学療法士及び作業療法士法による国家資格を持ち、身体機能の回復を電気刺激、マッサージ、温熱その他理学的な手段で行う専門職。 |
| リハビリテーション | 心身に障害のある人の全人間的復権のため、その能力を最大限に発揮させ、身体的・精神的・社会的にできる限り自立した生活が送れるように援助すること。障害者の自立と社会参加を目指す障害福祉施策の重要な理念となっている。 |
| 療育手帳 | 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障害者に対する一貫した指導・相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障害の程度は、A判定が重度、B判定が中・軽度となっている。 |

有田町障害者プラン及び
第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画

発行年月：令和 6 (2024) 年 3 月

発 行：佐賀県有田町

編 集：有田町健康福祉課

〒844-0027

佐賀県西松浦郡有田町南原甲 664 番地 4

T E L 0955-43-2237

F A X 0955-43-2301

e-mail kenko@town.arita.lg.jp

U R L <http://www.town.arita.lg.jp>

就労中の風景



有田町障害者プラン及び 第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画

発行年月：令和6(2024)年3月
発行：佐賀県有田町
編集：有田町健康福祉課

〒844-0027
佐賀県西松浦郡有田町南原甲664番地4
TEL 0955-43-2237
FAX 0955-43-2301
e-mail kenko@town.arita.lg.jp
URL <http://www.town.arita.lg.jp>